

福島県循環型社会形成推進計画

平成 2 7 年 3 月

福島県

目 次

第1章 計画改定の趣旨	・・・ 1
第2章 計画の位置付け	・・・ 3
第3章 計画の期間	・・・ 4
第4章 福島県が目指す循環型社会	・・・ 5
【ビジョン1】自然循環が保全された社会 ～多様な自然環境が保全された社会の実現～	・・・ 6
【ビジョン2】適正な資源循環が確保された社会 ～地域循環システムが形成された社会の実現～	・・・ 6
【ビジョン3】心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会 ～賢いライフスタイルの確立による 環境への負荷を低減する社会の実現～	・・・ 6
第5章 施策の体系	・・・ 7
第6章 施策の展開	・・・ 8
1 自然循環の保全 ～多様な自然環境が保全された社会を目指して～	・・・ 8
(1) 森林の保全、整備等	・・・ 9
(2) 持続性の高い農業生産方式の普及等	・・・ 11
(3) 水産資源の適正な保存、管理等	・・・ 13
(4) 健全な水の循環を保全するための総合的な管理	・・・ 14
(5) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全	・・・ 15
(6) 野生動植物の保護管理	・・・ 17
(7) 緑化の推進及び緑地の保全	・・・ 18
(8) 自然再生の推進	・・・ 19
(9) 県の工事等における健全な自然循環への配慮	・・・ 20
2 適正な資源循環の確保等 ～地域循環システムが形成された社会を目指して～	・・・ 22
(1) 資源及びエネルギー消費の抑制	・・・ 23
(2) 再生可能エネルギー利用等の促進	・・・ 25
(3) 環境への負荷を低減するための交通の円滑化	・・・ 26
(4) 廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的利用の促進	・・・ 27
(5) 事業者による循環型社会の形成への取組の促進	・・・ 30
(6) 環境物品等への需要の転換の促進	・・・ 30

(7) 地産地消の促進	・ ・ 3 1
(8) バイオマスの利用促進	・ ・ 3 2
(9) 産業廃棄物の適正処理	・ ・ 3 3
(10) 環境の保全上の支障の防止及び除去等	・ ・ 3 4
3 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換 ～賢いライフスタイルの確立による 環境への負荷を低減する社会を目指して～	・ ・ 3 5
(1) 循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等	・ ・ 3 6
(2) 県民等の自発的な活動の促進	・ ・ 3 8
4 共通の施策	・ ・ 4 0
(1) 調査の実施	・ ・ 4 0
(2) 科学技術の振興	・ ・ 4 0
(3) 財政的措置	・ ・ 4 1
(4) 放射性物質対策の実施	・ ・ 4 1
第7章 計画の推進	・ ・ 4 2
1 県民の役割	・ ・ 4 2
2 民間の団体等の役割	・ ・ 4 2
3 事業者の役割	・ ・ 4 3
4 行政の役割	・ ・ 4 3
(1) 市町村	・ ・ 4 3
(2) 県	・ ・ 4 3
5 連携	・ ・ 4 4
第8章 進行管理	・ ・ 4 5
1 進行管理	・ ・ 4 5
2 目標管理	・ ・ 4 5
3 点検	・ ・ 4 5
資料1 数値目標一覧	・ ・ 4 6
資料2 福島県における物質フローの概要	・ ・ 5 6
資料3 用語解説	・ ・ 6 0

第1章 計画改定の趣旨

本県では、環境の保全を最優先し、環境への影響を未然に防止するとの基本的な考え方の下、豊かな自然を始めとする本県の特性をいかした循環型社会^{*}を形成するため、平成17年3月に「福島県循環型社会形成に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、条例に基づき、平成18年3月に「福島県循環型社会形成推進計画」（以下「計画」という。）を策定しました。

計画に基づき、条例の基本理念である「自然循環^{*}の保全」、「適正な資源循環^{*}の確保等」及び「心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換」を実現するため、計画的な森林の整備や環境負荷の少ない農業の普及、再生可能エネルギー^{*}導入量の増加、県民による環境保全活動の展開などを積極的に進めてきました。さらに、平成23年3月の計画期間満了に合わせ、本県を取り巻く循環型社会の状況を踏まえ、条例の基本理念に基づくビジョンを明確にする等の改定をしました。

しかし、同時期に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」という。）及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害（以下「原子力災害」という。）は、本県に大きな被害をもたらしました。特に、原子力災害は、大量の放射性物質の放出により、県土が汚染されるという深刻な影響を及ぼしました。二つの災害により、次のように自然循環等の機能が低下していることから、東日本大震災等からの復興・再生に向けた取組との調和を図りながら、「循環型社会の機能回復から推進へ」と展開を図り、循環型社会の形成を推進することが重要となっています。

（自然循環の保全）

健全な自然循環の基礎となる本県の豊かな自然環境は、東日本大震災による影響を受けました。特に、沿岸域ではその影響が大きく、様相が変化したため、野生動植物の生息・生育状況などを把握し、自然環境の適切な保全に努める必要があります。

また、水の循環に関しては、県内の河川流域等への放射性物質による影響が懸念されているため、環境放射線等のモニタリングや調査研究などが進められています。

さらに、自然環境とのつながりが深い農林水産業においては、放射性物質による影響から、間伐等の森林整備の停滞や農作物の作付制限区域が生じたほか、沿岸漁業は操業自粛を余儀なくされているため、様々な放射性物質対策を推進して、本県の農林水産業を再生することが重要となっています。

（適正な資源循環の確保等）

資源の持続可能で効率的な活用と地域性をいかした地域循環圏の構築、未利用資源のエネルギーへの活用などが、新しい循環型社会の姿として重要となっています。循環型地域づくりにおいても、低炭素社会^{*}づくりとの統合的な取組によって実現させることが重要となっています。特に、本県においては、原子力災害を機に、災害対応力のある地域づくりへの転換が重要視されており、平成23年12月には「福島県復興計画^{*}」を策定し、その中で再生可能エネルギーの推進を重点プロジェクトの一つとして位置付け、平成24年3月には「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン^{*}」を改定し、再生可能エネルギーの導入を推進しています。

また、再生可能な資源であるバイオマス^{*}についても、更に利活用を進める必要があります。

しかしながら、原子力災害の影響により、資源の循環利用の停滞を余儀なくされたことから、循環利用を進めるためには、放射線量の検査等により安全性を確保することや、放射性物質を正しく理解してもらうことが重要となっています。

(心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換)

放射性物質に対する不安から、自然環境保全に係るボランティア活動や森や川に親しむ機会が少なくなっているため、除染等を進め、環境に関する的確な情報発信等に努め、子どもたちを始めとした環境教育等の推進や、県民、民間団体、事業者等の様々な団体と連携して環境保全活動に取り組む必要があります。

また、新たに整備される福島県環境創造センター^{*}では、国際原子力機関、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人国立環境研究所などの国内外の英知を結集し、放射性物質により汚染された環境の早急な回復に取り組みます。また、除染や廃棄物、環境動態等幅広い分野の研究を総合的に推進し、環境回復・創造に向けた調査結果、研究成果等の情報を収集するなど、得られた知見や情報を国内外に広く発信するとともに、総合的な環境問題を解決するための人材育成・教育を行い、ふくしまの子どもたちが安心して輝く未来を創造していくことを目指します。

これらに加えて、既に温暖化の影響が広範囲に観測されているなど、地球規模での環境問題も深刻化しており、人間の活動が自然環境へ与える負荷は依然として高い状況にあります。

これらの本県を取り巻く社会情勢の大きな変化を踏まえ、本県が目指す循環型社会の形成を効果的に推進し、持続的で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいけるよう、計画を改定し、今後取り組むべき施策を効果的かつ的確に推進することとしました。

第2章 計画の位置付け

計画は、条例第10条第1項により、知事が定めなければならないとされている「循環型社会形成推進計画」であり、「福島県総合計画^{*}」（平成24年12月）の部門別計画である「福島県環境基本計画^{*}」（平成25年3月）を推進するための個別計画として位置付けられるものです。

また、東日本大震災からの復興に向けた対応を総合的に示す「福島県復興計画」（平成24年12月）、「福島県廃棄物処理計画^{*}」（平成27年3月）や「福島県地球温暖化対策推進計画^{*}」（平成25年3月）等との関連のもとに策定するものです。

第3章 計画の期間

「福島県総合計画」が目指す将来展望を踏まえ、平成27年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする6か年計画です。

【福島県総合計画が目指す将来像】

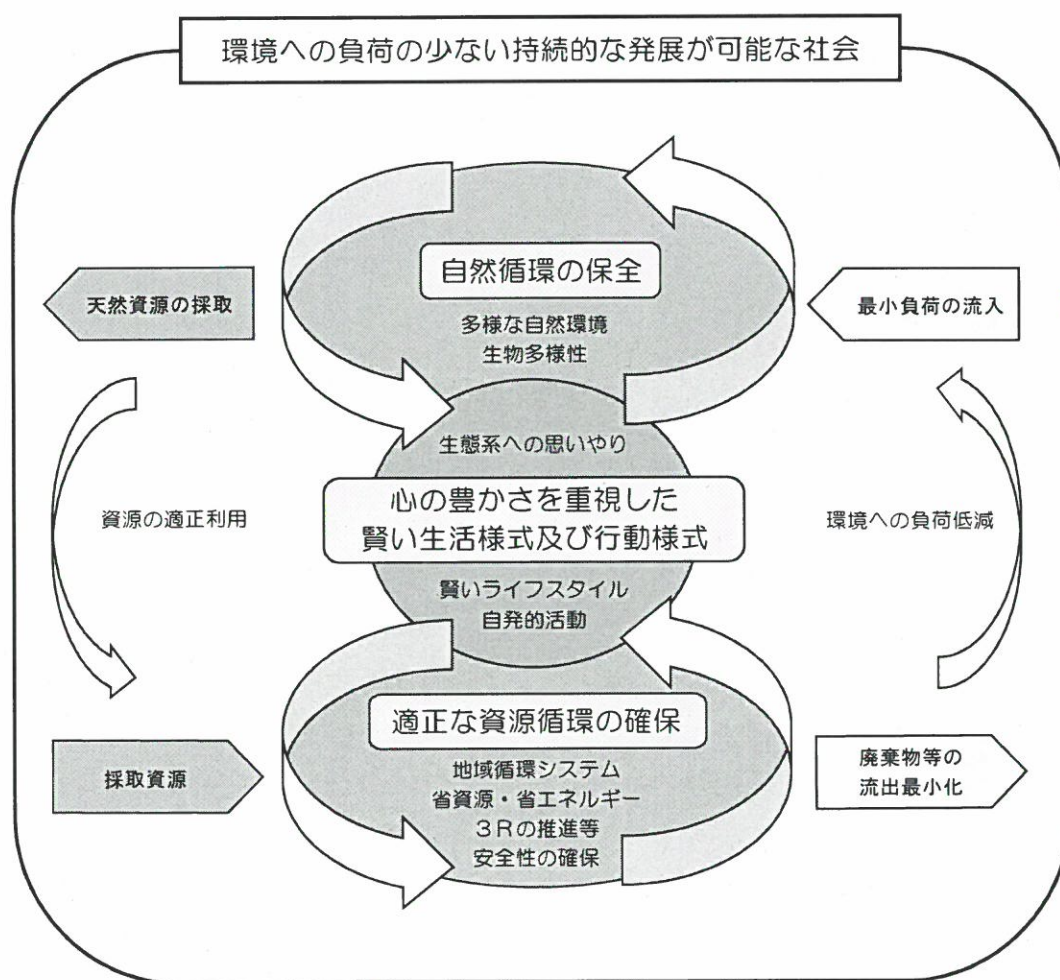
人にも自然にも思いやりにあふれた“ふくしま”

- 美しい自然環境などが保全された自然と共生する社会
- エネルギー消費の効率化と利便性の追求が調和した低炭素社会
- 環境負荷の少ない循環型の社会

第4章 福島県が目指す循環型社会

条例が示す循環型社会とは「適正な資源循環^{*}が確保されること等により、資源の消費及び廃棄物等の発生が抑制され、自然循環が健全な状態に保全された環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会」です。

計画では、条例が示す循環型社会の実現を目指して、次の3つのビジョンを掲げて取組を進めます。



【ビジョン1】

自然循環が保全された社会

～多様な自然環境が保全された社会の実現～

人が活動するに当たり、生態系[※]への配慮を優先して環境への負荷の低減を図り、生物多様性[※]が保たれ、豊かな自然環境が守られ、自然界における物質循環が健全に保たれた、自然の恵みを将来にわたって享受できる多様な自然環境が保全された社会の実現を目指します。

【ビジョン2】

適正な資源循環が確保された社会

～地域循環システムが形成された社会の実現～

産業、行政、学校、家庭等が一丸となった省資源・省エネルギーによる低炭素社会へ向けた取組や廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の3R[※]の取組が定着し、地域の特性や循環資源[※]の性質に応じた最適な規模での地域循環システム[※]が形成された社会の実現を目指します。

【ビジョン3】

心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会

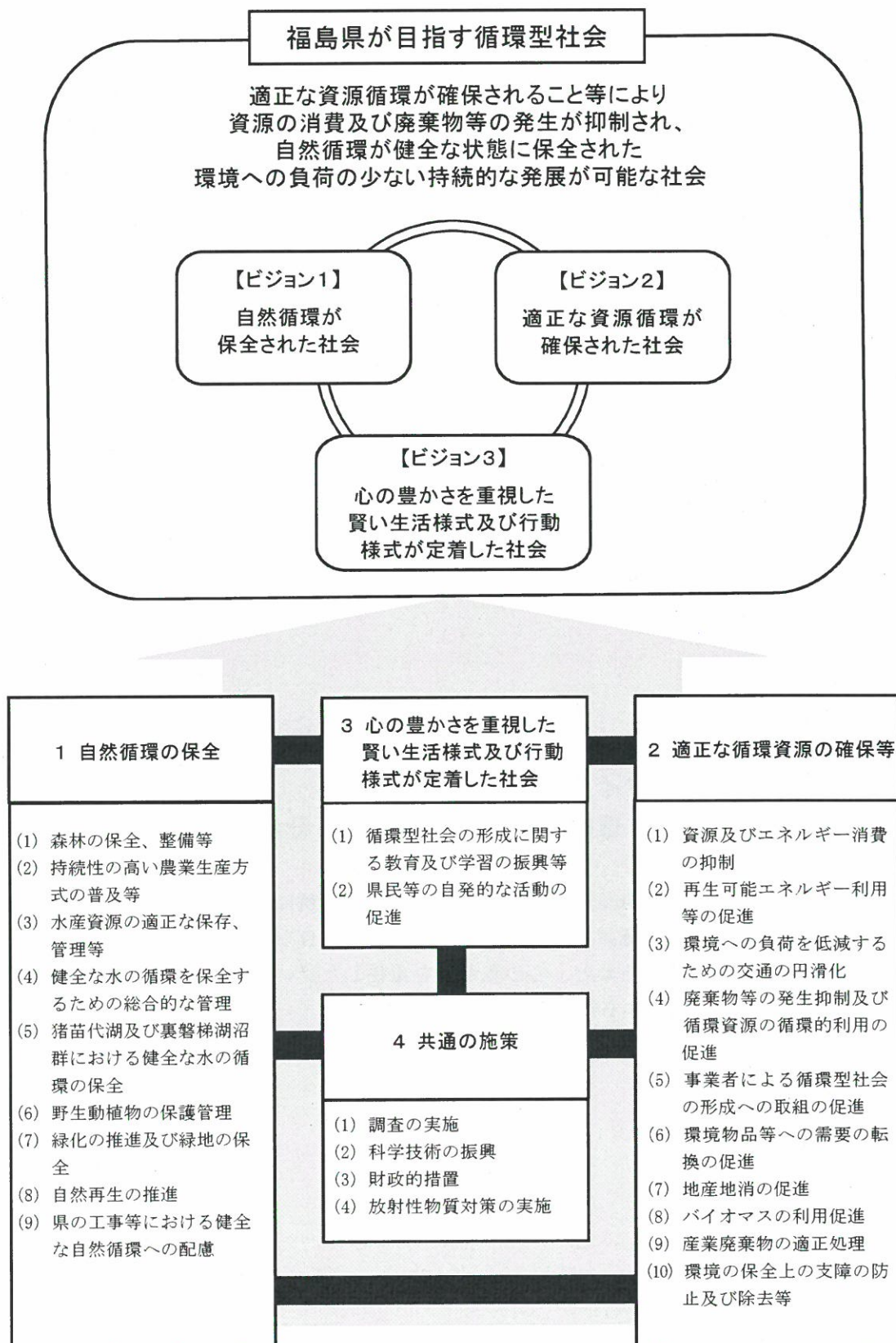
～賢いライフスタイルの確立による

環境への負荷を低減する社会の実現～

県民一人一人が、自然環境や廃棄物などの環境問題に関して環境の保全が最も優先される課題であると認識し、その解決方法について自ら考える能力を身に付け積極的に行動するようになるなど、心の豊かさを重視した賢いライフスタイルの確立による環境への負荷を低減する社会の実現を目指します。

第5章 施策の体系

計画において展開する施策の体系は次のとおりです。



第6章 施策の展開

1 自然循環の保全

～多様な自然環境が保全された社会を目指して～

福島県は、県土の約70%を森林が占め、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群に代表される良好な水環境や、磐梯朝日国立公園、尾瀬国立公園などの豊かな自然と優れた景観を有しています。平成26年6月12日には、生物圏保存地域（ユネスコエコパーク[※]）として「只見ユネスコエコパーク」が国連教育科学文化機関（ユネスコ）により登録されました。

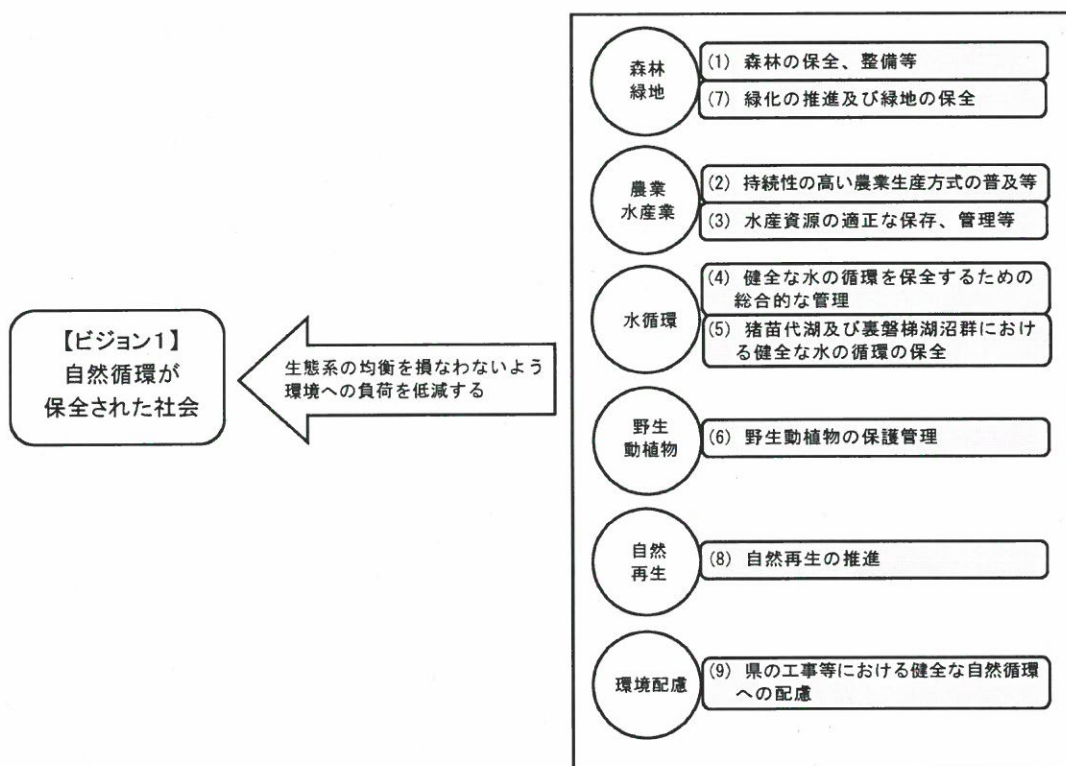
また、様々な地形や自然条件の中で、多様な動植物が生息・生育しています。これらの豊かな自然環境は、森林による二酸化炭素吸収など多面的な機能を始め、清らかな水環境や様々な農林水産物等、私たちの生活に多くの恵みを与えてくれます。本県では、自然循環が健全に保たれるよう、計画的な森林整備や環境と共生する農業の推進、水質保全や水資源の適正な利活用による健全な水循環の確保、県民ボランティアとの協働による野生動植物の保護等を行ってきました。

一方、平成23年3月に発生した東日本大震災により、特に、沿岸域において、がれきや土砂の流入、海岸林の流出などがあったほか、希少な野生動植物の生息地が大きく改変されるなど、様相が変化しました。また、原子力災害により大量の放射性物質が放出され、県土の環境が汚染されました。

本県の恵まれた自然環境を未来に引き継いでいくためには、新たな自然環境に対応し、自然循環が健全な状態になるよう配慮するなど、本県の自然特性をいかした施策を展開することが必要です。また、農業等による環境への負荷を低減させるとともに、自然環境をより良好な状態で保持し、生物多様性とその恵みが損なわれないようにすることが重要です。

これらのことから、次の施策に取り組みます。

自然循環の保全に関する施策



(1) 森林の保全、整備等

ア 現状と課題

森林は、水源のかん養、自然環境の保全、二酸化炭素の吸収源、木材の供給等の多面的機能を有し、循環型社会の形成や低炭素社会への転換に果たす役割が大きいことから、計画的な森林整備を進めてきました。しかし、原子力災害に伴い放出された放射性物質により森林が汚染されたことから、森林整備が停滞しており、森林の荒廃やそれに伴う多面的機能の低下が懸念されます。また、局地的な集中豪雨等による山地災害のリスクを低減させるためには、森林の持つ土砂崩壊防止機能等の維持・増進を図ることが重要です。

このような状況において、森林の有する多面的機能[※]を十分に発揮させるためには、放射性物質の除去・低減を進め、森林の再生を図る必要があります。さらに、森林の機能区分に応じた多様な森林施業を支援するとともに、市町村、森林組合等との連携を図り、将来にわたり、森林を適正に整備していく必要があります。

森林整備を推進するためには、林業就業者の安定的な確保と森林組合等の林業事業体の経営基盤の強化が必要です。さらに、東日本大震災及び原子力災害の影響により、県民が参加する森林（もり）づくりや緑化活動が停滞したことから、森林（もり）づくりに係るフィールド等を整備する必要があります。併せて、新たに森林（もり）づくりを行う企業や団体等への支援や、全ての県民で森林を守り育てるという意識の更なる醸成を図る必要があります。

イ 施策の方向性

森林による二酸化炭素吸収の促進や放射性物質の対策と一体となった間伐等森林整備の着実な推進、森林の諸機能等を踏まえた多様な森林の整備・保全に必要な施策を行います。

また、新規就業者の確保・定着などにより林業を担う人材の確保や育成を図るとともに、放射線障害防止対策も含めた労働安全衛生対策を推進するほか、県産木材の安定供給や製材用から燃料用に至る様々な用途への需要の拡大など必要な施策を行います。

さらに、森林とのふれあい施設の除染と、空間線量を含めた森林（もり）づくりに係るフィールド等の的確な情報提供を行い、企業・団体等が行う森林（もり）づくり活動を支援します。県民が森林・林業の重要性や森林の有する多面的機能についての理解を深め、自発的な森林の整備や保全に関する活動が促進されるよう普及啓発活動に努めるなど、森林（もり）づくり活動が次の世代へつながるよう必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ① 森林の荒廃を未然に防ぎ、多面的機能を確保するため、間伐等による保育*や針広混交林*等への誘導、里山等における森林整備、これらを効率よく行うための林内路網の整備を行います。また、原子力災害の影響により森林整備が停滞している地域においては、森林の再生を図るため、森林整備と放射性物質対策を一体的に進めます。
- ② 森林の無秩序な開発の防止及び森林の多面的機能の高度発揮を図るため、「森林法」の林地開発許可制度等に基づき、環境と調和した土地利用が図れるよう、制度の適切な運用に努めます。
- ③ 市町村、財産区、公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社及び独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターや森林管理署との連携を図り、公的機関による計画的な森林整備に努めます。
- ④ 森林病害虫について、周囲の自然環境及び生活環境の保全に配慮した防除によりまん延防止を図ります。
- ⑤ 森林火災に対する予防啓発を図ります。
- ⑥ 林業担い手の確保・育成のため、就業の促進及び森林や林業に関する知識と技術の普及指導を行います。
- ⑦ 森林組合等林業事業体の経営基盤の強化を図ります。
- ⑧ 県民に対して森林や林業についての学習機会や情報の提供を行います。
- ⑨ 県産木材の安定供給体制の整備を図るとともに、利用促進や品質向上、製材品等の安全・安心の確保による需要拡大を図ります。
- ⑩ きのこと生産資材、薪、木炭の放射性物質濃度検査を実施し、安全・安心の確保に努めます。
- ⑪ 安全・安心が確保された県産材など地域の資源をいかした良質な住まいづくりを支援します。

- ⑫ 東日本大震災等からの森林の再生を進めるため、シンボル事業となる平成30年の全国植樹祭の開催に向け準備に取り組むとともに、ファミリー緑の教室や地方植樹祭・育樹祭、緑の提言・作文コンクール、緑の少年団^{*}の育成等を行います。
- ⑬ 県民の森等の森林とのふれあい施設の除染を進め、空間線量等のデータをHP等で継続的に公表するとともに、除染が終了した施設でのイベントの実施など積極的なPRを図ります。
- ⑭ 森林ボランティア^{*}団体の活動支援や企業の森林（もり）づくりの推進、森林（もり）づくり指導者の養成等を継続的に実施します。

【数値目標】

指 標	現況値 (H25年度)	目標値 (H32年度)
森林整備面積 [*]	5,626 ha	14,000 ha 以上
森林づくり意識醸成活動の参加者数 [*]	142,544 人	155,000 人 以上

(2) 持続性の高い農業生産方式の普及等

ア 現状と課題

本県は全国に先駆けて持続性の高い農業生産方式^{*}の導入を促進し、「環境と共生する農業」を推進してきました。この取組の基礎となるエコファーマー^{*}の認定が東日本大震災等により一時停滞したことから、更なる認定の促進と県内各地域での均衡ある育成に取り組む必要があります。

加えて、東日本大震災により、沿岸部を中心に、農地・農業用施設等の生産基盤に流出・冠水や損壊などの甚大な被害が生じたため、農業の再生に向けて、生産基盤の早期復旧に取り組む必要があります。

また、原子力災害に伴う放射性物質の影響により、本県の農作物に対する風評対策が必要になりました。同様に、放射性物質の暫定許容値を下回るたい肥であっても利用を控える動きがあるなど、地域内の資源循環が停滞していることから、耕畜連携^{*}体制を早急に再生・確立する必要があります。

さらに、農業・農村の過疎化・高齢化による担い手の減少が続いており、農業用施設等の管理不足や耕作放棄地^{*}の増加等により農業・農村が持つ多面的機能の低下が危惧されていることから、農業・農村の有する多面的機能^{*}の維持・増進を図るため、農地・水・環境を守る地域共同活動や中山間地域等における農業生産活動を継続して支援する必要があります。

イ 施策の方向性

農業における環境への負荷を低減し、持続可能な農業の確立を図るため、有機性資源の地域内利用を進めるとともに、有機栽培^{*}、特別栽培^{*}、エコファーマーによる栽培など環境と共生する農業を本県農業の基本として積極的な拡大を図るため必要な施策を行います。

また、被災した農地等の生産基盤の早期復旧とともに、農業の生産活動を通じた多面的機能の維持・増進を図るため、多様な主体の参加による農業水利施設^{*}等の適正な管理や耕作放棄地の発生防止・解消のための必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ① 被災した農地や農業用施設の早期復旧を図るとともに、原子力災害により避難が指示された地域等においては、区域等の見直しを踏まえ、営農再開に向けた道すじを示すとともに、農業者が早期に帰還し、経営再開を果たせるよう、必要な施策を展開します。
- ② 持続性の高い農業生産方式に取り組む農業者であるエコファーマーの認定を推進します。
- ③ 環境保全型農業直接支援対策^{*}等を活用して、特別栽培、有機栽培など環境と共生する農業の拡大を推進します。
- ④ 県産農産物（自家消費野菜を含む。）の放射性物質の検査の強化と検査結果の分かりやすい提供に取り組むとともに、放射性物質や食の安全性をテーマとしたリスクコミュニケーションの開催や食の魅力の発信により、地元産品への理解促進と利用拡大を図ります。
- ⑤ 地域における有機性資源の循環利用を進めるため、たい肥の放射性物質濃度の検査を実施し、安全性を確認して流通・利用の促進を図るなど、耕畜連携体制を再生・確立します。
- ⑥ 生態系・親水性に配慮した農業生産基盤等の整備を推進します。
- ⑦ 中山間地域等直接支払制度^{*}や農地の流動化等により、耕作放棄地の発生の防止と活用の促進を図ります。
- ⑧ 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のため、農業者を始め多様な主体の参画を促し、農地や農業用施設の維持管理など地域が共同で行う活動を支援します。

【数値目標】

指 標	現況値 (H25年度)	目標値 (H32年度)
エコファーマー認定件数	20,528 件	25,000 件 以上
中山間地域等における地域維持活動を行う面積	15,880 ha	17,600 ha 以上

(3) 水産資源の適正な保存、管理等

ア 現状と課題

東日本大震災により漁業生産関連施設等が被災したことに加え、原子力災害により一部の海産魚介類が国の出荷制限の指示を受け、本県沿岸漁業は魚種・海域等を限定して行う試験操業を除き操業自粛を継続しています。

また、内水面魚種の一部でも出荷・採捕制限等の措置が講じられており、遊漁者数や養殖魚の出荷量が減少しています。

さらに、東日本大震災前から漁業就業者の減少・高齢化が進行しており、操業自粛の継続により、漁場環境保全や資源管理に取り組む担い手のさらなる減少が懸念されています。

イ 施策の方向性

漁業生産関連施設等の復旧を図ります。

また、試験操業の拡大促進などにより早期の漁業再開を支援するとともに、漁業再開後の水産資源の適切な保存及び管理を図るため、資源管理体制の充実、管理効果の向上に必要な施策を行います。内水面増養殖の振興については、安全性の確認等必要な施策を行います。

さらに、原子力災害からの復興に必要な担い手を確保するとともに、漁場環境保全や資源管理に取り組む担い手の育成に必要な支援を行います。

【具体的な施策】

- ① 沿岸漁業の早期再開を図るため、被災した漁業者への支援を継続するとともに、関係組織と連携して風評対策に取り組みます。
- ② 放射性物質のモニタリング検査の強化により、出荷制限の解除、試験操業の拡大に重点的に取り組みます。
- ③ 水産資源を持続的に利用するため、資源調査結果の情報提供、漁業関係者等との協議促進などにより、新たな資源管理型漁業を推進します。
- ④ 水産資源の維持培養を図るため、県内における放流種苗の生産・供給施設を整備し、放流種苗の生産を継続するとともに、種苗生産を行う団体の技術向上や運営の強化を図り、効率的な栽培漁業^{*}を推進します。
- ⑤ 内水面漁業、養殖業による地域振興を図るため、放射性物質対策に関する技術開発を行うとともに、増養殖技術の指導、防疫体制の強化を進めます。
- ⑥ 漁業の生産性を向上させるため、漁獲物の高付加価値化、低コスト化などによる漁業経営の強化を図るとともに、経営力の優れた経営体の育成を図ります。
- ⑦ 漁業担い手の育成・確保を図るため、漁業者の研究活動等を支援し、漁業地域のリーダー育成等を進めます。

【数値目標】

指 標	現況値 (H25年度)	目標値 (H32年度)
資源管理型漁業*の取組数	10 種	20 種 以上
新規沿岸漁業就業者数（沖合底びき網漁業を含む）	4 人	20 人 以上

(4) 健全な水の循環を保全するための総合的な管理

ア 現状と課題

県民や民間団体、企業、行政などの積極的な参加と連携により健全な水循環の保全を進めてきましたが、原子力災害に伴う放射性物質への不安などにより、屋外の活動が低下しています。

公共用水域*や地下水については、水質測定計画*に基づき水質汚濁状況を監視するとともに、「福島県生活環境の保全等に関する条例」等に基づき工場・事業場に対して立入検査を実施し、排水基準の遵守状況等を監視・指導していますが、公共用水域の水質環境基準を達成するため、工場・事業場等の水質汚濁源の対策と併せて、生活排水による汚濁の低減対策を更に推進する必要があります。

また、水浴場等においては、放射性物質の影響を把握し、安全を確保する必要があります。

さらに、降雨時における浸水被害の低減などのため、浄化槽の貯水タンクへの転用による雨水の貯留や雨水浸透枳*の設置を促進するとともに、街路事業において透水性舗装による歩道整備を進めてきましたが、引き続き環境への負荷を低減するための施設整備を促進する必要があります。

イ 施策の方向性

「うつくしま『水との共生』プラン*」（平成18年7月）に基づき、上下流や地域、流域間の連携・交流を促進するため必要な施策を行います。

また、「福島水資源総合計画*」（平成25年3月）に基づき、安全で持続可能な水循環社会の形成のために必要な施策を行います。

「福島県水環境保全基本計画*」（平成25年3月）に基づき、水環境保全施策を総合的かつ計画的に展開します。

さらに、「ふくしまの美しい水環境整備構想*」（平成22年7月）に基づき、市町村と連携して生活排水等の処理施設の整備その他の必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ① 水環境保全活動のための情報発信により一層努めるとともに、上下流の地域住民の交流や、流域協議会等の水環境保全団体の活動を促進します。
- ② 水とのふれあいの場となる水浴場などの水辺空間における放射性物質モニタリング等を継続して実施し、その結果等を情報提供することにより、屋外活動を促進します。
- ③ 局所的な集中豪雨に対応するため、調整池や不要となった浄化槽等の既存の施設の活用や雨水の浸透により水害を防ぐ保水機能を確保し、洪水被害を最小限に抑えます。
- ④ 雨水や下水処理水等の散水用水への活用など、中水利用^{*}を促進します。
- ⑤ 公共用水域や地下水の水質汚濁の改善を図るため、工場・事業場等の水質汚濁源の対策と併せて、生活排水による汚濁の低減対策を更に推進します。
- ⑥ 水環境にやさしい農業に取り組むエコファーマーの育成を図ります。
- ⑦ 下水道、農業集落排水処理施設^{*}、合併処理浄化槽^{*}等の污水处理施設の整備については、各施設の特性を踏まえ、地域の実情に応じたより効率的な手法を選択して整備の促進を図ります。
- ⑧ 湖沼などの閉鎖性水域^{*}の水質改善を図るために、窒素やりんなどを除去する必要のある流域においては、高度処理型の浄化槽や下水道終末処理施設等の整備や適切な維持管理の促進を図ります。

【数値目標】

指 標	現況値 (H25年度)	目標値 (H32年度)
上下流連携による源流域保全活動事例数	20 件	38 件 以上
水質環境基準達成率（河川・湖沼・海域の <u>BOD</u> [*] 又は <u>COD</u> [*] ）	93.0 %	100 %
<u>污水处理人口普及率</u> [*] （注）	78.0 %	88.4 % 以上

（注）避難地域等により把握困難な市町村を除く。

（5）猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全

ア 現状と課題

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼は、豊かな自然に恵まれた良好な水環境を有し、その自然環境は県民のみならず国民共有の財産といえます。このかけがえのない良好な水環境が悪化することを未然に防止し、美しいまま将来の世代へ引き継いでいくことが重要です。

「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」（平成14年

3月。以下「猪苗代湖条例」という。)に基づいて、水環境の保全に向けて取り組んでいますが、湖水の中性化*の進行に伴う水質の悪化が懸念されています。

イ 施策の方向性

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼が豊かな自然環境に恵まれた貴重な水資源であることを考慮して、「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画*」(平成25年3月)に基づき、従来から行っている水質悪化防止のための総合的な施策に加え、水辺空間である水浴場の利用促進に向けた緊急施策として、環境放射線量等のモニタリング等を実施するなど、健全な水の循環が保全されるよう必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ① 猪苗代湖条例に基づき、各種規制措置などにより水質汚濁防止対策を推進します。
- ② 猪苗代湖条例に基づき、水生植物群落が存在する区域のうち良好な水環境を保全することが特に必要な区域を水環境保全区域*として指定し、良好な水環境の保全を推進します。
- ③ 富栄養化を防止するため、窒素及びりんを除去する高度処理の下水道、農業集落排水処理施設及び窒素・りん除去型浄化槽*の計画的な整備の促進に努めます。
- ④ 水環境にやさしい農業に取り組むエコファーマーの育成を図ります。
- ⑤ 地域の住民を始めとする県民、事業者、市町村等と連携・協力した県民参加によるヨシ刈りや近年猪苗代湖北岸に大量に繁茂するヒシ回収等の水環境保全活動を推進します。
- ⑥ 水質監視や、湖水浴場の環境放射線モニタリングなどにより、水質の保全と安全の確保を図ります。
- ⑦ 刈り取ったヨシ等の水生植物やたい肥等の放射性物質濃度の検査により安全性を確認し、資源化や利用の促進を図ります。
- ⑧ 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境を美しいままに将来の世代に引き継ぐため、環境創造センターの附属施設(猪苗代町)において、調査研究(補助機能)、環境保全活動、環境学習・普及啓発活動を実施します。

【数値目標】

指 標	現況値 (H25年度)	目標値 (H32年度)
猪苗代湖のCOD値	1.0 mg/l	0.5 mg/l 以下
猪苗代湖の全窒素値	0.24 mg/l	0.2 mg/l 以下
猪苗代湖の全りん値	0.003 mg/l	0.003 mg/l 未満
猪苗代湖の大腸菌群数値	2,400 MPN/100ml	1,000 MPN/100ml 以下

(6) 野生動植物の保護管理

ア 現状と課題

県民ボランティアとの協働や特定鳥獣保護管理計画の策定等により野生動植物との共生を図っています。しかしながら、野生動植物の生息・生育環境は、開発行為等による環境の変化や外来生物の増加等により脅かされ、加えて、東日本大震災の影響が懸念されています。また、野生鳥獣の生息環境等の変化により農業被害や人的被害が増加しています。

このため、野生動植物が生息・生育する豊かな自然環境を保全するとともに、急速な生息数の増加や生息地の拡大が起きている野生鳥獣等については、改正された「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」を踏まえた対応が必要となっています。

イ 施策の方向性

「ふくしま生物多様性推進計画^{*}」(第2次)(平成26年3月)に基づき、生物多様性の保全とその恵みを将来の世代に継承していく仕組みづくりその他必要な施策を行います。

また、急速な生息数の増加や生息地の拡大が起きている野生鳥獣等の積極的な管理を行うなど、保護管理のための施策を継続して行います。

【具体的な施策】

- ① 絶滅のおそれのある野生動植物を保護するため、その生息・生育状況等の継続的な調査を行います。
- ② 野生動植物保護サポーター^{*}の調査や保全活動に対して支援し、地域の生物多様性の保全に努めます。
- ③ 鳥獣保護区等の設定により、野生生物の生息環境の保全等を図ります。

- ④ ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシなど特に管理すべき鳥獣のための計画を策定し、生物多様性の保全を図るとともに、農業被害や人的被害の軽減に努めます。
- ⑤ 保護された傷病鳥獣については、福島県鳥獣保護センター等において治療等を行い、治癒後にはリハビリ等を経て、野生復帰を行います。
- ⑥ 高病原性鳥インフルエンザの発生を早期に発見し迅速に対応できるよう、野鳥のサーベイランス（調査）を行います。
- ⑦ 外来生物による在来種への影響を回避するため、生息状況等調査を実施し、防除対策を進めます。
- ⑧ 狩猟免許取得に要する経費の助成等により、狩猟者などの野生鳥獣の保護管理の担い手の育成を図ります。
- ⑨ 環境創造センターの附属施設（大玉村）において、生物多様性の保全の取組についての普及啓発を行います。また、放射性物質等の野生動物に対する影響等を調査し、適切に情報提供します。

【数値目標】

指 標	現況値 (H25年度)	目標値 (H32年度)
野生動植物保護サポーター登録者数	108 人	140 人 以上

(7) 緑化の推進及び緑地の保全

ア 現状と課題

樹木などの緑は、潤いのある生活空間の形成、大気の浄化、地球温暖化防止や生物の多様性の保全等多くの機能を有します。本県の豊かな緑を将来にわたり保全するため、緑化の啓発と緑化技術の普及活動を推進してきました。

しかし、原子力災害の影響により緑化等の活動が一時停滞していることから、県民による自発的な緑化活動を更に促進する必要があります。

イ 施策の方向性

森林だけでなく、公園等の都市部の緑も重要であることから、緑化技術の普及推進などにより、緑化を推進するとともに、緑地を保全するために必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ① 東日本大震災等からの森林の再生を進めるため、シンボル事業となる平成30

年の全国植樹祭の開催に向け準備に取り組むとともに、ファミリー緑の教室や地方植樹祭・育樹祭、緑の提言・作文コンクール、緑の少年団の育成等を行います。

(再掲)

- ② 緑の文化財[※]保全対策事業を積極的に実施します。
- ③ 都市内において、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和や身近な生き物の生息・生育空間の確保等を図るため都市公園を整備し、その利用を促進します。
- ④ 郊外の緑と市街地の緑をつなぐ緑のネットワーク形成や都市緑地の創出等のため、街路樹の植栽を推進します。

【数値目標】

指 標	現況値 (H25年度)	目標値 (H32年度)
一人当たりの都市公園面積 [※]	12.7 m ² /人	13.1 m ² /人 以上

(8) 自然再生の推進

ア 現状と課題

人の活動によって過去に損なわれた自然環境を再生するため、専門家による調査やボランティア等による植生復元等の取組を行っているほか、自然環境への負荷の低減のため、生態系に配慮しながら河川等の整備及び管理を行っています。

県民参画型の自然再生に向けた活動が持続的かつ広域的に展開されることが重要であり、幅広く担い手を育成するほか、活動の支援を行う必要があります。

イ 施策の方向性

自然環境への負荷を低減できる公共施設の整備及び管理を行うほか、自然再生活動に意欲的に活動する団体等の育成や支援などの必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ① それぞれの河川・沿岸域が本来有している環境の保全や再生、水辺の自然環境を舞台とした健全な社会活動を維持するため、環境や魚類等の生態系に配慮した河川・沿岸域の整備及び管理を行います。
- ② 津波被災地域の河川河口部・沿岸域においては、新たに確認された希少種に対する配慮を行いながら復旧事業等の整備を行います。
- ③ ダム下流の河川環境を保つため、生態系や景観に配慮した河川維持流量の適切な放流等のダムの弾力的管理により、河川環境の改善に努めます。

- ④ 将来の担い手が活用できる知見を得るため、生態系の保全の観点からの詳細調査、植生の復元方法や野生動植物の生息、生育環境の再生手法等、自然再生に資する調査を専門家を中心に実施します。
- ⑤ 植生の復元、野生動植物の生息・生育環境の改善等、自然再生を図るため、ボランティア等の育成・支援を行います。
- ⑥ 県内の自然の家において、自然環境をいかした体験学習を推進します。

【数値目標】

指 標	現況値 (H25年度)	目標値 (H32年度)
水と親しめるふくしまの川づくり 箇所数	78 か所	91 か所 以上

(9) 県の工事等における健全な自然循環への配慮

ア 現状と課題

新築時における環境負荷の低減はもとより、既存建物の環境性能を向上させるために環境性能診断^{*}を実施し、運用面と改修面の提案を行っています。運用面の効果は得られていますが、なお一層の効果を得るためには改修面の取組を進める必要があります。

また、地域住民や自然保護団体などの理解を得ながら動植物への影響が少なくなるような河川・道路の整備を進めており、引き続き自然循環が健全な状態に保全できるよう、調査設計段階における工夫や工事施工時の配慮に取り組む必要があります。

イ 施策の方向性

土地の形状の変更、建築物・工作物の新設等の工事の実施に当たっては、環境への負荷の低減を図るとともに、地域住民や自然保護団体等の理解を得ながら計画することにより、自然循環が健全な状態に保全されるよう配慮します。

また、豊かな自然を保全するとともに、環境への負荷を可能な限り少なくするため、地域の植生に配慮した法面緑化など動植物・生態系等の自然環境に配慮した道路整備を進めます。

【具体的な施策】

- ① 自然公園等の良好な自然環境を有する地域において、地域の地形や自然環境を踏まえた路線選定を行うとともに、けもの道の確保等生態系全般との共生を図る道路（エコロード^{*}）整備を推進します。

- ② 既存県有建築物については、環境性能診断を実施し、建築物から排出されるCO₂排出量の削減に取り組むとともに、環境性能診断で得た知見を県有建築物の計画・設計・保全等の業務に活用します。
- ③ 環境影響評価*条例に基づき、大規模な事業を実施する場合に適切な環境保全が図られるよう指導・助言に努めます。

【数値目標】

指 標	現況値 (H25年度)	目標値 ^(注) (H27年度)
県有建築物の環境性能診断実施数 (累計)	114 施設	132 施設

(注) 対象とする県有建築物(132施設)を平成27年度までに実施する予定

2 適正な資源循環の確保等

～地域循環システムが形成された社会を目指して～

従来の大量生産、大量消費及び大量廃棄型の経済社会システムは、自然界から多くの資源を獲得し、消費する過程で多くの廃棄物を排出したり、自然界に大きな負荷を与えることにより、地球環境を損なってきました。自然環境の悪化や天然資源の枯渇、また化石燃料の消費による地球温暖化は、人類その他の生物の生存そのものに関わる大きな問題となってきました。

本県では、省資源・省エネルギー等の地球温暖化対策活動を県民運動として展開するとともに、再生可能エネルギーの導入や3Rの推進、バイオマスの利活用等を図り、適正な資源循環の確保等に取り組んできました。

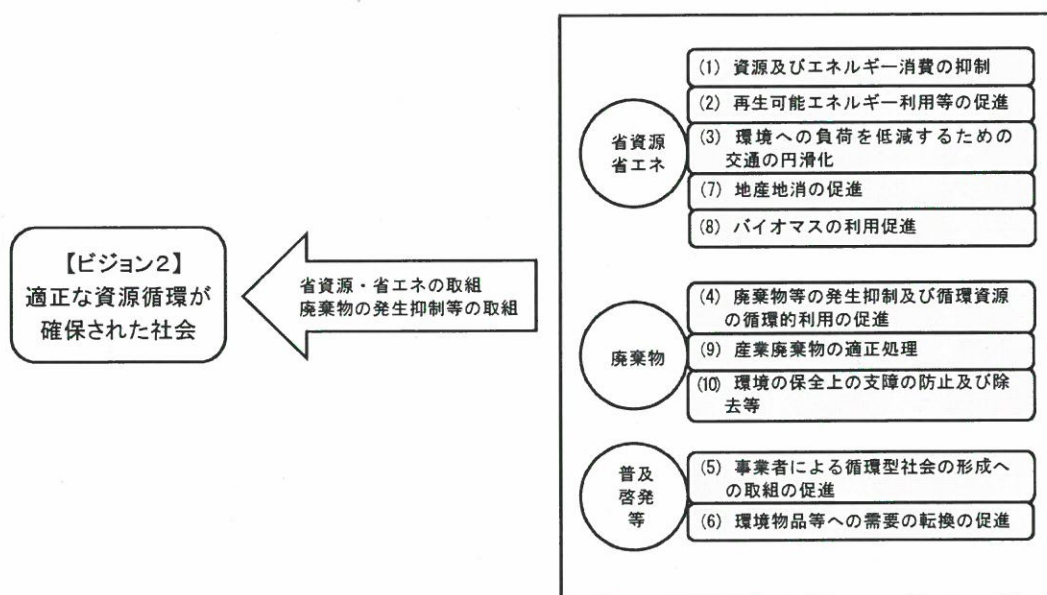
東日本大震災等を機に省エネルギーの機運や再生可能エネルギーへの期待が高まりました。一方で、放射性物質に対する不安から、資源循環が停滞しています。(平成23年度を対象として実施した物質フロー^{*}調査によれば、資源投入量の減少とこれに伴う循環利用率の向上や、最終処分量の減少が見られましたが、これらの変化は東日本大震災等による特別な例であり、平成24年度の実績では東日本大震災前と比較して同程度の水準となっています。巻末資料「福島県における物質フローの概要」参照)

適正な資源循環を確保するためには、化石燃料等の資源やエネルギーの消費抑制を図ることが大切です。併せて、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの利用を促進することは、低炭素社会への転換の面からも重要です。

また、廃棄物の発生抑制やリサイクルの促進、利用後の処分の適正化をより一層図る必要があります。さらに、輸送エネルギーの低減や地域における資源循環を促進するためには、地産地消^{*}や地域で産するバイオマスの利活用を促進するなど、地域の特性や資源の性質に応じて最適な規模での地域循環が形成されることが重要です。

これらのことから、次の施策に取り組めます。

適正な資源循環の確保等に関する施策



(1) 資源及びエネルギー消費の抑制

ア 現状と課題

平成26年10月に公表された「気候変動に関する政府間パネル」第5次評価報告書統合報告書の政策決定者向け要約には、気候の温暖化には疑う余地がなく、その支配的な原因は人為起源の温室効果ガスであった可能性が極めて高いこと及びここ数十年、気候変動は全ての大陸、海洋の自然等に影響を与えていること、加えて、気候変動を抑制するためには、温室効果ガスの排出抑制が必要なこと、排出削減と適応を合わせて実施することによって、気候変動のリスクが抑制されることが述べられており、温室効果ガスの排出抑制等の取組が一層必要になっています。

東日本大震災等を経て省資源・省エネルギーの意識は高まっていますが、温室効果ガス^{*}の排出量は、原子力災害後の火力発電用化石燃料消費量の増加等に伴い増加していることから、実効性のある対策が必要となっています。

また、本県では、県民の省資源・省エネルギーを始めとした地球温暖化対策の実践活動を促進するため、「地球にやさしい“ふくしま”県民会議^{*}」による県民運動等を展開してきましたが、その中心的取組である福島議定書事業^{*}への参加が、東日本大震災等の影響で減少しており、当事業をより効果的に展開する必要があります。

イ 施策の方向性

「福島県地球温暖化対策推進計画」（平成25年3月）に基づき、東日本大震災等からの復旧・復興を最優先事項としつつ、県民、事業者、行政等のあらゆる主体が共通認識のもとに一体となり、経済発展との調和を図りながら、県民総ぐるみの運動として、資源及びエネルギーの消費の抑制の促進、温室効果ガスの排出抑制の推進のため、事業所や家庭における消費抑制の取組や資源の循環利用について、より一層の普及啓発その他の必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ① 「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」と連携し、県民、民間団体、事業者、行政等のあらゆる主体が地球温暖化防止等の活動に共通認識のもとで取り組むよう、県民運動として積極的に推進します。
- ② 「福島議定書」や「みんなでエコチャレンジ」の取組により、学校、事業所や家庭における節電や節水などの省資源・省エネルギーの実践活動を促進します。
- ③ エコドライブの取組により、家庭や事業所等における省資源・省エネルギーの取組を促進します。
- ④ 地域や家庭において地球温暖化防止活動のリーダーとして活動する「うつくしま地球温暖化防止活動推進員」と連携し、地球温暖化防止の取組を推進します。
- ⑤ 低公害車等の普及促進を図ります。
- ⑥ 長寿命で、低炭素化のための措置が講じられているか、省エネルギー基準を満たしている住宅建設や住宅リフォームを促進します。
- ⑦ 中小事業者等がエネルギーの有効利用施設の整備等の省エネルギー対策に取り組む際に必要な資金の融資をあっせんし、事業所等での省エネルギーを促進します。
- ⑧ 「ふくしまエコオフィス実践計画」（平成25年6月）に基づき、県が一事業者、一消費者として、県における省資源・省エネルギーに取り組みます。
- ⑨ 県有建築物の計画・設計の段階から、環境負荷低減に配慮した断熱性の高い工法やリサイクル可能な資材等の採用、空調・換気設備におけるエネルギーの効率的利用等により、省資源・省エネルギー対策を行います。また、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入に努めます。

【数値目標】

指 標	現況値 (H25年度)	目標値 (H32年度)
温室効果ガス排出量（H2年度比）	96.3 % (H23年度)	85～90 %
温室効果ガス排出量（事業者としての福島県）（H24年度比）	100 % (H24年度) ^(注)	100 % (H27年度)
「福島議定書」事業参加団体数	495 学校 1,535 事業所	900 学校 以上 3,000 事業所 以上
うつくしま地球温暖化防止活動推進員の活動回数	509 回	850 回 以上
低公害車の普及台数	212,547 台	モニタリング指標 (増加を目指す)

(注)「ふくしまエコオフィス実践計画」における基準年度

(2) 再生可能エネルギー利用等の促進

ア 現状と課題

再生可能エネルギーの推進については、本県復興の基本理念の一つである「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を具体化する大きな柱であり、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン^{*}（改訂版）」（平成24年3月）において、「2040年頃を目途に、県内のエネルギー需要の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す県を目指」すこととしています。

本県は、再生可能エネルギーを生み出す豊富な資源に恵まれていることなどから、今後より一層の再生可能エネルギーの利用を促進する必要があります。

イ 施策の方向性

「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン（改訂版）」（平成24年3月）及び「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン^{*}」（平成25年2月）に基づき、環境への負荷の少ない低炭素・循環型社会の実現や、県民が主役となり、県内で資金が循環し、地域に利益が還元される仕組みを構築するとともに、エネルギーの地産地消を推進し、併せて、浮体式洋上風力発電所の実証事業等を契機として、県内において新規産業の育成や既存産業の再構築を図り、雇用を創出するために必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ① 地域主導で再生可能エネルギーの導入を推進できるよう、広く県民等に向けて、再生可能エネルギーに関する普及啓発を行い、地域においてリーダーとなる人材

- の育成、人材が集う場となる組織づくりを進めます。また、再生可能エネルギー事業への県民参加を促進し、事業の利益が地域に還元される仕組みを構築します。
- ② 災害時の防災拠点となり得る公共施設等について、再生可能エネルギー設備を率先して導入するよう努めます。
 - ③ 再生可能エネルギーの種類に応じて、設備導入や調査等に対する支援を行い、導入拡大を推進します。
 - ④ 再生可能エネルギー関連産業の集積・育成を推進できるよう、産業人材の育成や県内外の企業や大学等によるネットワークの形成、研究開発・技術支援を行います。
 - ⑤ 再生可能エネルギーの導入拡大により、本県の復興を牽引します。
 - ⑥ 県有建築物における太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入に努めます。

【数値目標】

指 標	現況値 (H25年度)	目標値 (H32年度)
再生可能エネルギーの導入量（原油換算）	2,013,990 k1	3,522,467 k1 以上

(3) 環境への負荷を低減するための交通の円滑化

ア 現状と課題

車社会の進展、少子化等の影響により公共交通機関利用者は減少傾向にあるため、公共交通機関の利用を働きかけています。

しかし、東日本大震災等により、ＪＲ只見線やＪＲ常磐線に一部不通区間が生じており、早期復旧が必要です。

また、エネルギーの消費の抑制や環境への負荷を低減するため、交通渋滞の緩和や通過時間の短縮を図ることが必要です。

イ 施策の方向性

公共交通機関の維持確保や利用拡大のために必要な施策を行います。

また、交通渋滞等に伴うエネルギーの消費は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの増加にもつながることから、道路の改築その他交通の円滑化のために必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ① 公共交通機関の利用促進のため、関係機関・団体と連携して「バス・鉄道利用促進デー」を広く県民に周知し、利用を働きかけます。

- ② 国、関係市町村等と連携・協力し、ＪＲ只見線及びＪＲ常磐線の早期復旧に向けて取り組みます。
- ③ マイカー通勤による渋滞の解消やＣＯ₂の排出削減などを図るため、通勤手段をマイカーから公共交通機関等に転換するための普及啓発を行います。
- ④ 物流拠点としての本県港湾の施設復旧を進めるとともに、岸壁の整備等による海上輸送の利便性向上を図り、モーダルシフト^{*}を促進します。
- ⑤ 交通渋滞の緩和、解消を図るため、バイパス、交差点改良等の整備を推進します。

【数値目標】

指 標	現況値 (H25年度)	目標値 (H32年度)
渋滞対策実施箇所数	4 箇所	8 箇所

(4) 廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的利用の促進

ア 現状と課題

一般廃棄物^{*}の減量化については、これまでの取組により、県内のごみ排出量及び１人１日当たりのごみ排出量は平成１７年度以降減少してきましたが、平成２３年度には東日本大震災の影響により大幅に増加しました。また、リサイクル率が全国平均を下回っている状況が続いていることから、今後もごみ減量化等の取組を強化する必要があります。また、東日本大震災では大量の廃棄物が発生したことから、今後の大規模災害の発生に備え、災害廃棄物を適切かつ円滑に処理するための体制を確保する必要があります。

産業廃棄物^{*}についても、排出抑制等の取組を行っており、県内で発生した産業廃棄物の排出量は、平成１８年度以降、東日本大震災の発生前の平成２２年度まで減少傾向となっていました。平成２３年度の排出量は、東日本大震災の影響による石炭火力発電所の運転停止等に起因して、平成２２年度と比較して大きく減少しましたが、平成２４年度の排出量は、石炭火力発電所の運転再開の影響もあり平成２２年度と同水準であることから、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルをより一層進める必要があります。さらに、原子力災害に伴う放射性物質による汚染に対する不安や懸念があることから、安全性を確保しながら、下水汚泥等の廃棄物の処理やリサイクルを早急に進める必要があります。

イ 施策の方向性

「福島県廃棄物処理計画」（平成２７年３月）及び「福島県分別収集促進計画」（平成２６年３月）に基づき、県民及び市町村等が連携して行う廃棄物等の発生抑

制や発生した廃棄物等の適切な再使用、リサイクル製品の利用等を一層促進するための情報の提供等を行うとともに、今後の大規模災害の発生に備え、災害廃棄物の処理やリサイクルを円滑に行うための体制の確保を図ります。

また、資源の有効活用のため、安全・安心の確保を図りながら、適正な循環を進めます。

【具体的な施策】

（一般廃棄物）

- ① 排出者責任*や廃棄物処理についての理解を深めるため、県民等に対して、正しい知識の普及啓発に努めます。また、廃棄物の処理や再生利用を円滑に進めるため、廃棄物の放射性物質濃度や安全性についての正確な情報の提供に努めます。
- ② 買い物段階でのごみの発生抑制のため、市町村、小売店等と連携し、マイバッグ*の持参などの取組を促進します。
- ③ 食品残さの発生抑制や生ごみの水切りの徹底など、生ごみの減量化の取組の普及・啓発を図ります。また、地域ぐるみでの生ごみのたい肥化の取組が広まるよう情報交換を促進します。
- ④ 町内会等による集団回収は、リユースやリサイクルを進める上で非常に重要な役割を有しているため、集団回収のより一層の促進を図ります。
- ⑤ 廃棄物（ごみ）ゼロを目指し、3 Rの中でも特にリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の取組を推進します。また、リユースについては、Rびん*の普及等の取組により促進を図ります。
- ⑥ 地球温暖化対策のため、ごみの焼却処理において、ごみ発電等の導入等余熱利用の促進を図ります。
- ⑦ 今後の大規模災害の発生に備え、災害廃棄物の処理に係る広域的な連携や協力体制を確保するとともに、再資源化を促進します。

（産業廃棄物）

- ⑧ 事業者等が新たな処理施設の設置や既存の処理施設の改修等を行うに当たっては、熱回収可能な施設の導入等、低炭素社会への対応を考慮したものとするよう促します。
- ⑨ 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進を目的とした施設整備や再利用技術の開発等を支援します。
- ⑩ 事業所等での廃棄物の減量化等を促進するため、減量化等の施設の整備等に必要資金の融資をあっせんし、廃棄物の減量化等に取り組む中小企業者等を支援します。
- ⑪ うつくしま、エコ・リサイクル製品*の認定や、県による優先的な利用及び普及促進を図ります。また、認定事業者による認定製品の普及促進活動に対して支援を行います。
- ⑫ 農業用使用済プラスチックの適正処理とリサイクルを推進します。また、長期展張性フィルム*等の導入による排出の抑制に努めます。

(各種リサイクル等)

- ⑬ 「容器包装リサイクル法※」に基づく再商品化を促進するため、標準的な分別収集方法の普及等、市町村への助言を行うことにより分別収集の促進を図ります。
- ⑭ 「家電リサイクル法※」及び「使用済小型家電リサイクル法※」に基づき、家電製品や小型電子機器の適正な処理を促進することにより、家電製品等の再資源化を図ります。
- ⑮ 「資源有効利用促進法※」及び「建設リサイクル法※」に基づき、建設副産物の発生抑制、再資源化等建設リサイクルを推進します。
- ⑯ 「食品リサイクル法※」に基づき、食品廃棄物等の発生抑制、再生利用、減量等食品リサイクルを推進します。
- ⑰ 「自動車リサイクル法※」に基づき、使用済自動車に係る廃棄物の減量、再資源化の推進等自動車リサイクルを推進します。
- ⑱ 下水汚泥の減量化やリサイクルを推進します。なお、放射性物質を含む下水汚泥のうち、有効利用可能な基準を満たすものについては適切なリサイクルに努め、それ以外のものについては適切な処理を行います。

【数値目標】

指 標	現況値 (H25年度)	目標値 (H32年度)
一般廃棄物の排出量※（県民1人1日当たり）	1,094 g/人・日 (H24年度)	935 g/人・日 以下
一般廃棄物のリサイクル率	13.7 % (H24年度)	21.0 % 以上
一般廃棄物の1日当たりの最終処分量	246 トン/日 (H24年度)	200 トン/日 以下
産業廃棄物の排出量	8,052 千トン/年 (H24年度)	8,250 千トン/年 以下
産業廃棄物の再生利用率	46 % (H24年度)	51 % 以上
産業廃棄物の最終処分率	12 % (H24年度)	8 % 以下
農業用使用済プラスチックの組織的回収率※	83.8 %	80 % 以上
うつくしま、エコ・リサイクル製品認定数（累計）	85 製品	100 製品 以上
建設副産物リサイクル率（アスファルト塊・コンクリート塊）	100 %	100 %

(5) 事業者による循環型社会の形成への取組の促進

ア 現状と課題

事業活動に伴う廃棄物の発生等によって環境への負荷が生じることから、事業者による循環型社会の形成への取組を促進するため、講習会の開催等による情報の提供や省エネルギー等に関する専門家の派遣による助言等を行っており、引き続き様々な産業分野における廃棄物の発生抑制・リサイクルや省エネルギー対策を促進する必要があります。

イ 施策の方向性

事業者による廃棄物の発生抑制・リサイクル等を促進するため、講習会等の開催や、様々な主体と連携した情報発信などにより意識の啓発を図るとともに、自主的に取り組む事業者を支援するなどの必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ① 「福島議定書」の取組を通じ、事業所による地球温暖化対策等の積極的な取組を促進します。
- ② 小売事業者等と連携し、マイバッグの持参を促進します。
- ③ 省エネルギー、環境マネジメント等に関する専門家を派遣し、効率的なエネルギー使用等に係る助言を行い、事業者による自主的な環境負荷低減活動を支援します。
- ④ 事業所等での環境保全対策を促進するため、環境保全施設の整備等に必要な資金の融資をあっせんし、環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援します。
- ⑤ 環境に配慮した産業活動を推進するため、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進を目的とした施設整備や再利用技術の開発等を支援します。

【数値目標】

指 標	現況値 (H25年度)	目標値 (H32年度)
「福島議定書」事業参加団体数（再掲）	495 学校 1,535 事業所	900 学校 以上 3,000 事業所 以上

(6) 環境物品等への需要の転換の促進

ア 現状と課題

環境負荷低減のため、グリーン購入^{*}により、環境に配慮した商品を積極的に購入することが求められていますが、環境物品等に関する情報が多様であることから、県民へ適切な情報を提供する必要があります。

また、県は、一事業者として、グリーン購入について率先して取り組む必要があります。

イ 施策の方向性

県民等が物品の購入等に当たって、省資源・省エネルギー型の環境に配慮した商品等を選択するための情報提供その他の必要な施策を行います。

また、県は、「グリーン購入法」に基づき、環境に配慮した物品等を優先的に選択します。

【具体的な施策】

- ① 県民等が環境に配慮した消費行動ができるよう、エコマーク※、統一省エネルギー※等を消費者へ周知するなど、適切な情報提供を行います。
- ② 「みんなでエコチャレンジ」の取組を通じ、環境に配慮した物品の購入等の啓発を図ります。
- ③ 「ふくしまエコオフィス実践計画」（平成25年6月）に基づき、一事業者、一消費者として、県におけるグリーン購入等に率先して取り組むとともに、環境負荷の少ない製品の使用等を推進します。
- ④ うつくしま、エコ・リサイクル製品の優先購入に努めます。

【数値目標】

指 標	現況値 (H25年度)	目標値 (H32年度)
県機関におけるグリーン購入割合	97.4 %	98.5 % 以上

(7) 地産地消の促進

ア 現状と課題

地産地消の取組は、県産農林水産物等の利活用を促進するとともに、生産者と消費者の距離が近くなることで輸送距離（フードマイレージ・ウッドマイレージ※）が縮減され環境負荷の低減に寄与するため、「地産地消月間」や「地産地消シンボルマーク」の取組等により、県民、県内企業等の更なる地産地消を推進する必要があります。

また、原子力災害に伴う放射性物質の影響により、県産農林水産物等の利用を控える傾向があるため、県産農林水産物に対する理解を促進する必要があります。

イ 施策の方向性

「地産地消月間」等により、県民・県内企業等の地産地消への取組の促進に努めるとともに、地元産品の振興だけでなく環境負荷の低減に寄与する取組として、引き続き普及啓発を図ります。

また、県産農林水産物等に対する不安や風評を払拭し、利用を促進するため、モニタリング検査や情報提供などを行います。

【具体的な施策】

- ① 全県的な運動として地産地消を推進し、「地産地消月間」を契機として地域が有する資源の利活用を促進します。
- ② 公共施設等における県産木材等の積極的な利用促進を図るとともに、民間施設や個人住宅等における県産木材等の利用拡大に向け普及啓発を図ります。
- ③ 県産木材を使用した木造住宅の建設促進を図り、地域の関係産業の振興と併せて低炭素社会の構築を目指します。
- ④ 農林水産業者が運営する直売所の利用拡大を促進します。
- ⑤ 県の主催する会議やイベント等において県産品等の積極的な利用に努めます。
- ⑥ 地産地消に積極的に取り組む飲食店や販売店の認証制度などを通じて、地産地消の普及と県産品の利用拡大を図ります。また、「がんばろう...ふくしま!」応援店*などを通じて、県産農林水産物の魅力・安全性をPRし、利用拡大を図ります。
- ⑦ 食品産業（加工・外食・中食*等）や学校給食等における県産農林水産物の利活用の拡大を図ります。
- ⑧ 県産農林水産物や食品の放射性物質の検査の強化と検査結果の分かりやすい提供に取り組むとともに、食の魅力の発信により、地元産品への理解促進と利用拡大を図ります。

【数値目標】

指 標	現況値 (H24年度)	目標値 (H32年度)
農産物直売所の販売額	167 億円	234 億円 以上

(8) バイオマスの利用促進

ア 現状と課題

現在利用されていないバイオマスは、エネルギーの地産地消の観点からも、エネルギー源としての有効活用が求められています。

バイオマスの総合的な利活用を実現していくためには、県民や事業者、市町村等

が、それぞれの役割に応じて様々な取組を進めるとともに、各主体が連携して、地域全体で推進することが必要です。

また、原子力災害に伴う放射性物質の影響により、地域内の資源循環が停滞していることから、資源循環体制を早急に再生する必要があります。

イ 施策の方向性

バイオマスの総合的な利活用を推進していくため、県民に対して広く普及啓発活動を行うとともに、必要な施策を推進します。

また、地域内の資源循環体制を再構築し、たい肥等有機性資源の利活用の推進を図るとともに、「バイオマス活用推進基本法」に基づく「福島県バイオマス活用推進計画（仮称）」の策定に向けた検討を行います。

【具体的な施策】

- ① 一般家庭、公共施設から園芸用、更には発電等大口需要に至る幅広い分野での木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。
- ② 間伐材等の利用されていなかった木質バイオマス[※]のエネルギー等への利用促進を図ります。
- ③ 生ごみ、木くず、し尿処理汚泥、浄化槽汚泥等廃棄物系バイオマスの利活用の施設設置を促進します。
- ④ 農村地域等で発生する家畜排せつ物など有機性資源の循環利用を進めるため、たい肥の放射性物質濃度の検査を実施し、安全性を確認し、その流通・利用の促進を図ります。
- ⑤ 新たなバイオマスの利用に関する研究を支援します。

【数値目標】

指 標	現況値 (H25年度)	目標値 (H32年度)
木質燃料使用量	584 千トン	880 千トン 以上

(9) 産業廃棄物の適正処理

ア 現状と課題

産業廃棄物処理施設等の立入検査の実施等により、適正処理の指導を行っていますが、事業者等の適正処理を推進していくためには、継続した立入検査や実態調査等の実施が必要となっています。

また、産業廃棄物の大規模な不法投棄は減少傾向にありますが、事案は悪質かつ

巧妙化しており、不適正行為等を防止するため、引き続き不法投棄防止対策を推進する必要があります。

イ 施策の方向性

「福島県廃棄物処理計画」（平成27年3月）に基づき、産業廃棄物の適正処理と不法投棄の防止に努めます。

【具体的な施策】

- ① 事業者や処理業者の設置する産業廃棄物処理施設等の適正処理の推進を図るため、立入検査等を実施します。
- ② 産業廃棄物の不法投棄の未然防止と早期発見等のため、不法投棄監視員の配置や休日・夜間の警備会社への監視委託等の対策を推進します。
- ③ 適正処理に関する啓発や意識の向上を図るため、排出事業者及び処理業者に対して、研修会、講習会等を実施します。
- ④ 優良産業廃棄物処理業者認定制度等の推進により、優良な産業廃棄物処理業者の育成を図り、その活用のための情報提供を行います。

(10) 環境の保全上の支障の防止及び除去等

ア 現状と課題

環境中の大気や水質の常時監視を行うとともに、工場・事業場や廃棄物処理施設からの排出ガスや排水の監視を実施しています。環境の保全上の支障を引き続き防止等するため、環境中や発生源の監視を実施する必要があります。

イ 施策の方向性

廃棄物等の利用又は処分に伴う環境の保全上の支障の発生の防止及び除去並びに安全の確保を図るため、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」等に基づき必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ① 廃棄物等の利用や処分により、大気、水質及び土壌の汚染等の環境保全上の支障が生ずることを防止するため、必要とされる措置を講ずるよう工場・事業場等に対して指導を行います。
- ② 廃棄物等の不適正な処分により、環境が汚染され、あるいはそのおそれがある場合、環境保全上の支障の除去のために必要な措置を講じます。
- ③ 住民の健康及び生活環境の安全の確保のため、廃棄物等が不適正に利用又は処分されないよう監視をします。

3 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換

～賢いライフスタイルの確立による

環境への負荷を低減する社会を目指して～

これまでの豊かで便利な生活は、資源やエネルギーの大量消費や不用となったものの大量廃棄につながり、環境汚染等の様々な環境問題を引き起こしてきました。

特に、近年では、温室効果ガスの排出量が増加し、既に温暖化の影響が広範囲で観測されています。

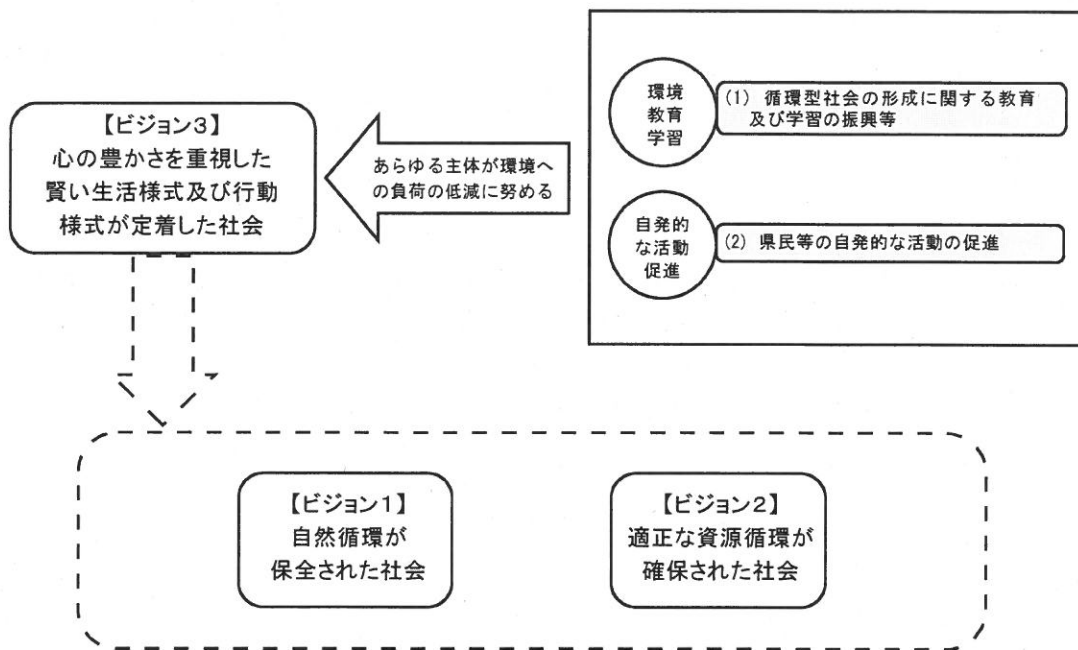
これらの問題を解決するために最も大切なのは、県民一人一人が環境問題に対する高い意識を持ち、心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式に転換し、主体的に行動することです。

本県では、県民の環境問題に対する意識を高めるため、環境教育の推進を図るとともに、県民等が取り組む自発的な活動の促進を図ってきました。これにより、県民の環境問題に関する意識や行動は高まってきました。しかし、原子力災害に伴う放射性物質による影響のため、屋外の活動が低下するなどの新たな課題も生じています。持続可能な社会の実現と環境保全を図るためには、県民、民間団体、事業者、行政等の多様な主体の活動を促進していくことが重要です。

大量生産型、大量消費型及び大量廃棄型の経済社会システムを変革し、豊かな自然を始めとする本県の特徴をいかした循環型社会を形成するために、県民一人一人が環境への負荷を低減する取組を率先して実行するとともに、県民、民間団体、事業者、行政等のあらゆる主体が幅広く連携しながら、県民総参加で取り組むことが重要です。

これらのことから、次の施策に取り組めます。

心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換に関する施策



(1) 循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等

ア 現状と課題

体験型・実践型の環境教育・学習の推進などにより、環境保全意識の啓発や実践活動が展開されてきましたが、原子力災害に伴う放射性物質による環境汚染の影響等から、屋外での活動は減少傾向にあるため、実践活動がしやすい環境づくりを行うことが必要です。

さらに、多様な環境学習プログラムにより、県民が自主的に学習する機会の増加を図るとともに、実践活動や自発的な活動を支援していく必要があります。

イ 施策の方向性

県民、民間団体、事業者、市町村等の各主体の自主的な環境教育を支援するため、情報や教材の提供など環境教育の基盤充実に努めます。併せて、地域や学校、職場など様々な場における環境教育・学習の充実を図るとともに、地域、学校等における指導者の育成に努めます。

さらに、子供たちの環境保全に関する意識を高めるとともに、主体的な取組を実践できる人材の育成を進めます。

【具体的な施策】

- ① 県民の環境に対する関心を深めるため、各種団体や市町村等が行う研修会などに環境アドバイザー*等を講師として派遣するとともに、ニーズに応じたメニューの充実を図り、環境教育・学習を推進します。
- ② 子どもたちが循環型社会の形成の重要性を認識し、教育現場における環境教育・学習の充実を図るため、県内のモデル校において再生可能エネルギー教育の実践や指導者の育成に努めます。また、その成果をフォーラムや実践事例集で提供し、モデル校以外での自主的な環境教育・学習を推進します。
- ③ 「アクアマリンふくしま」や「フォレストパークあだたら」などを活用して、海をテーマとした学習や森林や野生動植物をテーマとした学習など、その特徴をいかした環境教育等の取組を進めます。
- ④ 「福島議定書」や「みんなでエコチャレンジ」の取組を通じ、家庭や学校、事業所における節電や節水などの温室効果ガス排出削減に結びつく省資源・省エネルギーの実践活動を促進します。
- ⑤ 小学5年生を対象に作成した環境教育副読本を積極的に活用し、環境保全の意識向上を図ります。
- ⑥ 「ふくしま環境活動支援ネットワーク*」（平成21年9月設立）の環境情報ポータルサイト*「ふくしま環境情報ナビ」を整備することにより、環境に関する情報を構成団体、関連機関等に情報発信し、協働・連携の輪を広げていくための支援を行います。
- ⑦ 環境問題に関わる様々な分野の専門家等を講師として活用し、子どもから大人までの環境学習の充実を図るとともに、対象に合わせて体験を重視した環境教育を行うことのできる指導者の育成を図ります。
- ⑧ 本県の子どもたちが尾瀬の自然の素晴らしさ、貴重さを体験することで生物多様性に関する理解の醸成を図り、本県の豊かな自然環境を将来に引き継いでいくことの大切さを主体的に学ぶ場を提供します。
- ⑨ 環境創造センターにおいて、国立科学博物館と協力・連携し、環境創造シアターや各種の展示を通じた学習により、子どもたちや県民が福島県の未来を考え、創り、発信するきっかけとなる環境教育等を展開します。

【数値目標】

指 標	現況値 (H25年度)	目標値 (H32年度)
環境アドバイザー等派遣事業 受講者数（累計）	24,541 人	28,000人 以上
せせらぎスクール※参加団体数、 延べ参加者数	8 団体 398 人	モニタリング指標 (増加を目指す)
尾瀬で自然環境学習を行った県内 児童・生徒数	1,140 人	1,400 人 以上
環境創造センター交流棟利用者数	—	80,000 人 以上

(2) 県民等の自発的な活動の促進

ア 現状と課題

循環型社会の形成や県土の環境保全を推進するためには、県民のより一層の意識向上を図り、県民一人一人が自らの問題であると認識し、自発的に環境保全活動に取り組み、県民、民間団体、事業者、行政等の各主体が協働しながら、自発的かつ連携した環境保全活動を実践することが重要です。

イ 施策の方向性

循環型社会の形成に向けた取組を、県民、民間団体、事業者、行政等の各主体の役割分担と連携により県民総参加で推進するとともに、一人一人の活動を促進するための意識醸成を図ります。

県内で取り組まれている省資源・省エネルギーや3Rの推進等の取組を始め、マイバッグ持参の推進の取組など県民等が行う循環型社会の形成に関する自発的な活動を更に促進するため、人材の育成・活用や情報提供その他の必要な支援を行います。

「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」と連携し、県民、民間団体、事業者、行政等のあらゆる主体が地球温暖化防止等の活動に共通認識のもとで取り組むよう、県民運動として積極的に推進します。

【具体的な施策】

- ① 「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」と連携し、県民、民間団体、事業者、行政等のあらゆる主体が地球温暖化防止等の活動に共通認識のもとで取り組むよう、県民運動として積極的に推進します。（再掲）
- ② 環境に負荷をかけない行動が実践されるよう、「みんなでエコチャレンジ」のように、取組の成果が実感できる仕組みの普及を図ります。

- ③ 「福島議定書」の取組を通じ、温室効果ガス排出抑制等の意識が醸成されるよう、支援を行います。
- ④ 県民の環境に対する関心を深めるため、各種団体や市町村等が行う研修会などに環境アドバイザー等を講師として派遣するとともに、ニーズに応じたメニューの充実を図り、環境教育・学習を推進します。(再掲)
- ⑤ 環境関係の表彰等を通じて県民の環境保全意識の高揚に努めます。
- ⑥ 「ふくしま環境活動支援ネットワーク」の環境情報ポータルサイト「ふくしま環境情報ナビ」を整備することにより、環境に関する情報を構成団体、関連機関等に情報発信し、協働・連携の輪を広げていくための支援をします。(再掲)
- ⑦ 環境に負荷をかけない行動の普及と意識向上を図るため、循環型社会形成推進をテーマとしたコンテスト等を実施します。
- ⑧ 地域や家庭において地球温暖化防止活動のリーダーとして活動する「うつくしま地球温暖化防止活動推進員」と連携し、家庭における具体的で実効性の高い取組を推進します。
- ⑨ 地域の水環境を学ぶための水生生物調査の指導者を養成し、県民の水環境を保全する意識の向上を図ります。
- ⑩ 買い物時のマイバッグ持参による環境に負荷をかけないライフスタイルの定着を促進するとともに、レジ袋の無料配布中止に取り組む店舗を引き続き支援します。
- ⑪ 環境創造センターを活用し、県民やNPO*等による環境回復と環境創造に向けた活動の場と機会を提供します。

【数値目標】

指 標	現況値 (H25年度)	目標値 (H32年度)
うつくしま地球温暖化防止活動 推進員の活動回数 (再掲)	509 回	850 回 以上
せせらぎスクール参加団体数、 延べ参加者数 (再掲)	8 団体 398 人	モニタリグ指標 (増加を目指す)
マイバッグ推進店協力店 [※]	1,090 店	2,000 店 以上

4 共通の施策

その他、循環型社会形成の共通の施策として次のことに取り組みます。

(1) 調査の実施

東日本大震災等を経た県民等の循環型社会の形成についての意識の変化などに関する情報収集を行います。

(2) 科学技術の振興

ア 現状と課題

循環型社会の形成に向けた、県の試験研究機関、大学等の技術を活用した産学官連携による研究開発の実施及び成果普及については、着実に増加していますが、今後更なる成果の利用に向けた取組が必要となっています。

イ 施策の方向性

循環型社会の形成に関する科学技術の振興を図るため、研究会活動等により産学官連携を強化し、国等の競争的資金等を確保しながら研究開発に取り組むとともに、研究成果品の利用拡大その他の必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ① 農林水産業関係試験研究機関において、環境負荷低減技術や木質資源等、持続可能な農林水産業の振興に資する技術開発を行います。
- ② 産学官連携により太陽光、風力、地中熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーの技術開発に取り組み、その実用化を支援します。

【数値目標】

指 標	現況値 (H25年度)	目標値 (H32年度)
再生可能エネルギー関連の産学官共同研究実施件数（累計）	6 件	12 件 以上

(3) 財政的措置

ア 現状と課題

産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量化やその適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てることを目的とした産業廃棄物税^{*}、森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費に充てることを目的とした森林環境税^{*}を活用して、循環型社会の形成に向けた施策を実施してきました。

今後も、これらの財政的措置を効果的に活用しながら施策を実施していく必要があります。

イ 施策の方向性

産業廃棄物税や森林環境税を活用し、循環型社会の形成に向けた取組を推進します。

【具体的な施策】

- ① 循環型社会の形成の一層の促進を図るため、3 Rの促進のための技術開発・導入などの施策の充実・強化や森林環境の適正な保全及び環境教育振興等のための施策を展開します。

(4) 放射性物質対策の実施

循環型社会の形成が円滑に行われるよう、県土の除染を迅速に進めるため市町村の除染計画に基づく除染の実施を総合的に支援するとともに、環境放射線等のモニタリングや農林水産物の放射性物質濃度検査、放射性物質の動態等に係る調査研究を実施し、測定データや研究成果については広く情報提供するなど、放射性物質対策を行います。

第7章 計画の推進

循環型社会の形成は、国においては「循環型社会形成推進基本法」に基づく「循環型社会形成推進基本計画」（平成25年5月）（以下「国計画」という。）により推進されていますが、本計画は、国計画と相まって、本県の実情に則して、独自性と主体性を持って本県が取り組むべきビジョンや施策等を掲げるものです。目標に向かって、行政を始め、県民、事業者、民間団体等ができることから自主的に取り組むとともに、あらゆる主体が連携し、県民総参加で推進する必要があります。

1 県民の役割

県民一人一人は、環境問題を自分自身の問題と認識し、恵み豊かな環境を子や孫の世代に引き継いでいくとの考えに立って、自ら環境保全活動を実践するなど、循環型社会の形成に向けライフスタイルの転換を図り、心の豊かさや生活の質を重視した賢いライフスタイルの実現に努めます。

- ① 自然観察会への参加などにより、自然についての正しい知識や自然に接するマナーなどの習得に努めるとともに、自然と共生しながら利用するに当たっては、自然の保護に配慮し、自然循環が健全に保たれるよう努めます。
- ② エネルギーの使用者、廃棄物等の排出者としての自覚と責任を持ち、エネルギーの使用、廃棄物の排出を抑制し、省エネルギー・省資源の実践に努めます。
- ③ 環境に配慮した物品等を優先的に購入し、環境負荷低減の実践に努めます。
- ④ 地域の一員として、NPOや行政等の循環型社会の形成に関する活動に対して協力・支援することで、地域の取組を促進するほか、自主的な環境学習活動実践に努めます。

2 民間の団体等の役割

NPO、大学や事業者団体など民間の団体等は、循環型社会形成に資する取組を自主的かつ主体的に実践するとともに、関係事業者及び行政等と連携し、また、それらの活動を補完・支援するなど、循環型社会づくりを加速するため、次のことに取り組みます。

- ① 循環型社会の形成に向けた県民、事業者等の理解を促進し、心の豊かさを重視した賢いライフスタイルへの転換を図るため、環境保全を図るための地域活動に取り組むとともに、知識の普及啓発に努めます。
- ② 自ら、又は産学民官の連携・協働による循環型社会形成のための研究や技術開発に取り組むとともに、その成果の普及に努めます。

3 事業者の役割

事業者は、経済活動のなかで大きな役割を担っていることから、排出者責任及び拡大生産者責任^{*}の考え方を踏まえ、環境の保全に配慮した事業活動を行うとともに、法令遵守を徹底することにより、自然循環の保全と適正な資源循環が確保されるよう次のことに取り組みます。

- ① 事業活動の実施に当たっては、森林、農地の多様な機能の保全及び環境との調和、多様な生態系等が保全されるよう自然環境の保全に努めます。
- ② 事業活動に伴う環境負荷低減のための資源・エネルギーの有効利用に努めます。
- ③ 自主的な環境管理・監査、廃棄物の3Rの推進、適正処分に主体的に取り組みます。
- ④ 循環型社会経済システムを構築するための減量化や再資源化に向けた取組を進めるなど、関係団体等と協力しながら、環境負荷の低減に資する技術開発と普及に努めます。
- ⑤ 県や市町村が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力します。

4 行政の役割

(1) 市町村

市町村は、地域における循環型社会の形成のため、次のことに取り組みます。

- ① 一事業者、一消費者としての立場から、省資源・省エネルギー、廃棄物発生量の抑制、リサイクルの推進、環境物品等の購入など、環境への配慮に努めます。
- ② 県民、NPO等の取組への支援や地域特性を考慮した事業の展開等を通じて、循環型社会の構築に努めます。
- ③ 一般廃棄物の処理責任者として、適切な処理・処分を実施します。
- ④ ごみの発生抑制、減量化、再生利用、分別収集が促進されるよう、住民への周知、啓発に努めます。
- ⑤ 住民及び事業者に対する環境教育・学習の機会の充実や環境に関する情報の提供と、これらの主体と連携した地域の特性に応じた環境保全活動の推進に努めます。

(2) 県

県は、循環型社会の形成に関する施策を総合的に調整及び推進する立場から、関係法令の適正な執行に努めることはもとより、次のことに取り組みます。

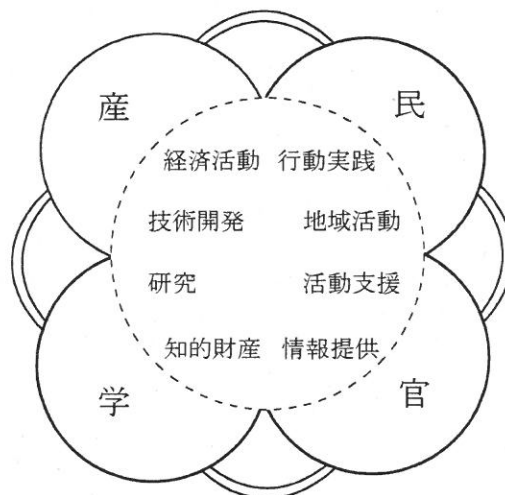
- ① 計画に基づいた各種施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ② 県民等の環境保全活動等の場の除染を進めるとともに、活動を促進するための様々な情報提供を行います。また、温暖化対策等の取組成果を表彰するなどして、

県民の積極的な取組を促します。併せて、補助や低利融資により、事業者の廃棄物減量化などの取組を支援します。

- ③ 5「連携」に記載のとおり、県民、民間団体、事業者、市町村等の関係主体間の連携促進等に努めます。
- ④ 循環資源に関する環境技術や国内外での取組等について、情報を収集・提供するとともに、課題解決のための調査・研究を行います。
- ⑤ 計画の循環型社会の形成に向けた考え方や取組について、広く情報発信し、国や他の都道府県との連携を行います。
- ⑥ 放射性物質対策を進め、放射性物質等に関する正確な情報発信と分かりやすい情報提供により、循環型社会形成に関する県民の安全・安心の確保等を図ります。

5 連携

従来の大量生産、大量消費及び大量廃棄型のライフスタイルを見直し、循環型社会にふさわしいライフスタイルに転換していくためには、県民、民間団体、事業者、行政等の各主体がそれぞれの役割を果たしていくだけでは大きな成果を上げることができません。循環型社会の形成は総合的な取組であることから、あらゆる分野・領域を超えて多様な知恵を結集するとともに、産学民官の各主体が幅広く連携する必要があるため、「ふくしま環境活動支援ネットワーク」、「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」、特定非営利活動法人超学際的研究機構※、「福島県再生可能エネルギー関連産業推進研究会※」等を活用するなどして、横断的な情報交換や交流の場の確保に努めます。



第8章 進行管理

計画は、条例に基づく広範囲な施策を取り込んでいることから、各施策の進捗状況を適切に把握し、必要に応じて改善する必要があります。そのため、次のことを行います。

1 進行管理

各施策の取組については、毎年度の実績を取りまとめます。また、庁内での一体的な取組を図るため「循環型社会形成庁内推進会議[※]」を設置し、関係部局連携のもと、PDCAサイクル[※]による進行管理を行い、継続的な改善を図ります。

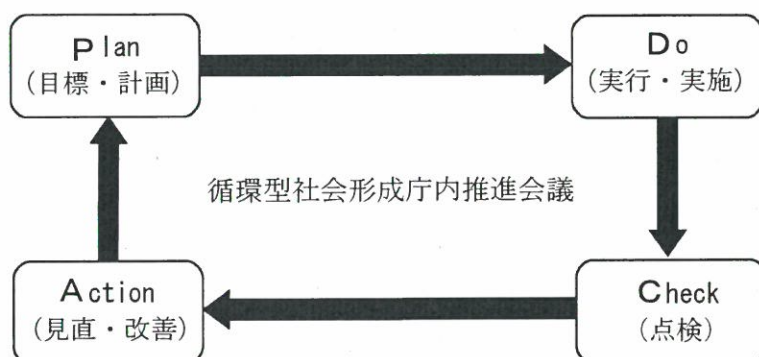
また、取りまとめた実績については、結果等を公表します。

2 目標管理

主な施策のうち達成度を定量的に把握できるものについては、数値目標を設定し、点検・評価します。

3 点検

計画は、毎年度の点検に加え、最終年度（平成32年度）に最終的な点検を行い、その結果等を踏まえ次期計画を策定します。



資料 1

数値目標一覧

計画で設定する数値目標の一覧です。

「現況値」は各指標の最新年度の数値を、「年度目標」及び「目標値」は福島県総合計画等で設定されている数値を示します。

福島県総合計画の指標は「総合計画」欄に○、福島県環境基本計画の指標は「環境基本計画」欄に○を記載しています。

「その他」欄には、当該指標を採用する主な計画等を記載しています。「その他」欄の記載例は以下のとおりです。

「－」は未設定等を示します。

再生：福島県再生可能エネルギー推進ビジョン

環境教育：福島県環境教育等行動計画

温暖化：福島県地球温暖化対策推進計画

エコオフィス：ふくしまエコオフィス実践計画

生物：ふくしま生物多様性推進計画

猪苗代湖：猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画

廃棄物：福島県廃棄物処理計画

商工：福島県商工業振興基本計画

農林：福島県農林水産業振興計画

県土：ふくしまの未来を拓く県土づくりプラン

道づくり：ふくしま道づくりプラン（復興計画対応版）

総合教育：福島県総合教育計画

1 自然循環の保全

(1) 森林の保全、整備等

森林整備面積

現況値 (H25)	年度目標 (ha)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
5,626 ha	12,000	12,300	12,600	13,000	13,500	14,000 ha 以上	○	○	農林

森林づくり意識醸成活動の参加者数

現況値 (H25)	年度目標 (人)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
142,544 人	146,000	147,800	149,600	151,400	153,200	155,000 人 以上	○	○	農林

(2) 持続性の高い農業生産方式の普及等

エコファーマー認定件数

現況値 (H25)	年度目標 (件)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
20,528 件	22,500	23,000	23,500	24,000	24,500	25,000 件 以上	○	○	農林

中山間地域等における地域維持活動を行う面積

現況値 (H25)	年度目標 (ha)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
15,880 ha	16,530	16,740	16,950	17,160	17,370	17,600 ha 以上		○	農林

(3) 水産資源の適正な保存、管理等

資源管理型漁業の取組数

現況値 (H25)	年度目標 (種)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
10 種	—	—	—	—	—	20 種 以上			農林

新規沿岸漁業就業者数 (沖合底びき網漁業を含む)

現況値 (H25)	年度目標 (人)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
4 人	—	—	—	—	—	20 人 以上			農林

(4) 健全な水の循環を保全するための総合的な管理

上下流連携による源流域保全活動事例数

現況値 (H25)	年度目標 (件)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
20 件	24	26	30	32	35	38 件 以上		○	

水質環境基準達成率 (河川・湖沼・海域のBOD又はCOD)

現況値 (H25)	年度目標 (%)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
93.0 %	100	100	100	100	100	100 %	○	○	

汚水処理人口普及率 (注)

現況値 (H25)	年度目標 (%)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
78.0 %	81.4	82.8	84.2	85.6	87.0	88.4 % 以上	○	○	県土

(注) 避難地域等により把握困難な市町村を除く。

(5) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全

猪苗代湖のCOD値

現況値 (H25)	年度目標 (mg/l)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
1.0 mg/l	—	0.9	—	—	—	0.5 mg/l 以下	○	○	猪苗 代湖

猪苗代湖の全窒素値

現況値 (H25)	年度目標 (mg/l)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
0.24 mg/l	—	—	—	—	—	0.2 mg/l 以下			猪苗 代湖

猪苗代湖の全りん値

現況値 (H25)	年度目標 (mg/l)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
0.003 mg/l	—	—	—	—	—	0.003 mg/l 未満			猪苗 代湖

猪苗代湖の大腸菌群数値

現況値 (H25)	年度目標 (MPN/100ml)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
2,400 MPN/100ml	—	—	—	—	—	1,000 MPN/100ml以下			猪苗 代湖

(6) 野生動植物の保護管理

野生動植物保護サポーター登録者数

現況値 (H25)	年度目標 (人)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
108 人	115	120	125	130	135	140 人 以上	○	○	生物

(7) 緑化の推進及び緑地の保全

一人当たりの都市公園面積

現況値 (H25)	年度目標 (㎡/人)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
12.7 ㎡/人	12.60 ^(注)	12.70	12.80	12.90	13.00	13.1 ㎡/人 以上		○	県土

(注) 年度目標は環境基本計画(平成25年3月)で設定されたものである。

(8) 自然再生の推進

水と親しめるふくしまの川づくり箇所数

現況値 (H25)	年度目標 (か所)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
78 か所	81	83	85	87	89	91 か所 以上		○	

(9) 県の工事等における健全な自然循環への配慮

県有建築物の環境性能診断件数（累計）

現況値 (H25)	年度目標（施設）					目標値 ^(注) (H27)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
114 施設	132	—	—	—	—	132 施設		○	

（注）対象とする県有建築物（132施設）を平成27年度までに実施する予定

2 適正な資源循環の確保等

(1) 資源及びエネルギー消費の抑制

温室効果ガス排出量（H2年度比）

現況値 (H23)	年度目標（％）					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
96.3 %	—	—	—	—	—	85～90 %	○	○	温暖 化

温室効果ガス排出量（事業者としての福島県）（H24年度）

現況値 ^(注1) (H24)	年度目標（％）					目標値 ^(注2) (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
100 %	100	—	—	—	—	—			エコオ フィス

（注1）「ふくしまエコオフィス実践計画」における基準年度

（注2）平成25年度から平成27年度までの目標値は基準年度（平成24年度）比100%としており、その後目標値を見直す。

「福島議定書」事業参加団体数

現況値 (H25)	年度目標（上：学校数、下：事業所数）					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
495 学校	720	760	790	830	860	900 学校 以上	○	○	
1,535 事業所	2,150	2,320	2,490	2,660	2,830	3,000事業所 以上			

うつくしま地球温暖化防止活動推進員の活動回数

現況値 (H25)	年度目標値 (回)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
509 回	680	714	748	782	816	850 回 以上		○	

低公害車の普及台数

現況値 (H25)	年度目標 (台)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
212,547 台	—	—	—	—	—	モニタリ ング指標 (増加を目指す)	○	○	

(2) 再生可能エネルギー利用等の促進

再生可能エネルギーの導入量 (原油換算)

現況値 (H25)	年度目標 (kl)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
2,013,990 kl	—	—	—	—	—	3,522,467 kl 以上	○	○	再生

(3) 環境への負荷を低減するための交通の円滑化

渋滞対策実施箇所数

現況値 (H25)	年度目標 (箇所)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
4 箇所	—	—	—	—	—	8 箇所			道づ くり

(4) 廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的利用の促進

一般廃棄物の排出量 (県民1人1日当たり)

現況値 (H24)	年度目標 (g/人・日)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
1,094 g/人・日	—	—	—	—	—	935 g/人・日 以下	○	○	廃棄 物

一般廃棄物のリサイクル率

現況値 (H24)	年度目標 (%)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
13.7 %	—	—	—	—	—	21.0 % 以上	○	○	廃棄 物

一般廃棄物の1日当たりの最終処分量

現況値 (H24)	年度目標 (トン/日)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
246 トン/日	—	—	—	—	—	200 トン/日 以下			廃棄 物

産業廃棄物の排出量

現況値 (H24)	年度目標 (千トン/年)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
8,052 千トン/年	—	—	—	—	—	8,250 千トン/年 以下	○	○	廃棄 物

産業廃棄物の再生利用率

現況値 (H24)	年度目標値 (%)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
46 %	—	—	—	—	—	51 % 以上			廃棄 物

産業廃棄物の最終処分率

現況値 (H24)	年度目標値 (%)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
12 %	—	—	—	—	—	8 % 以下		○	廃棄 物

農業用使用済プラスチックの組織的回収率

現況値 (H25)	年度目標 (%)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
83.8 %	80	80	80	80	80	80 % 以上		○	農林

うつくしま、エコ・リサイクル製品認定数（累計）

現況値 (H25)	年度目標（製品）					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
85 製品	90	92	94	96	98	100 製品 以上			

建設副産物リサイクル率（アスファルト魂・コンクリート魂）

現況値 (H25)	年度目標（％）					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
100 %	100	100	100	100	100	100 %		○	

(5) 事業者による循環型社会の形成への取組の促進

「福島議定書」事業参加団体数（再掲）

現況値 (H25)	年度目標（上：学校数、下：事業所数）					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
495 学校	720	760	790	830	860	900 学校 以上	○	○	
1,535 事業所	2,150	2,320	2,490	2,660	2,830	3,000 事業所 以上			

(6) 環境物品等への需要の転換の促進

県機関におけるグリーン購入割合

現況値 (H25)	年度目標（％）					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
97.4 %	97.5	97.5	98.0	98.0	98.5	98.5 % 以上		○	エコオ フィス

(7) 地産地消の促進

農産物直売所の販売額

現況値 (H24)	年度目標（億円）					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
167 億円	159 (注)	172	186	201	217	234 億円 以上	○		農林

(注) 年度目標は総合計画（平成24年12月）で設定されたものである。

(8) バイオマスの利用促進

木質燃料使用量

現況値 (H25)	年度目標 (千t)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
584 千トン	621	673	725	777	828	880 千トン 以上			農林

3 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換

(1) 循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等

環境アドバイザー等派遣事業受講者数 (累計)

現況値 (H25)	年度目標 (人)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
24,541 人	25,500	26,000	26,500	27,000	27,500	28,000 人 以上		○	環境 教育

せせらぎスクール参加団体数、延べ参加者数

現況値 (H25)	年度目標 (団体、人)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
8 団体 398 人	—	—	—	—	—	モニタリ ング指標 (増加を目指す)		○	環境 教育

尾瀬で自然環境学習を行った県内児童・生徒数

現況値 (H25)	年度目標値 (人)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
1,140 人	1,100 ^(注)	1,200	1,200	1,300	1,300	1,400 人 以上	○	○	生物

(注) 年度目標は環境基本計画 (平成25年3月) 等で設定されたものである。

環境創造センター交流棟利用者数

現況値 (H25)	年度目標値 (人)					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
—	—	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000 人 以上			環境 教育

(2) 県民等の自発的な活動の促進

うつくしま地球温暖化防止活動推進員の活動回数（再掲）

現況値 (H25)	年度目標値（回）					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
509 回	680	714	748	782	816	850 回 以上		○	

せせらぎスクール参加団体数、延べ参加者数（再掲）

現況値 (H25)	年度目標					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
8 団体 398 人	—	—	—	—	—	モニタリ ング指標 (増加を目指す)		○	環境 教育

マイバッグ推進デー協力店

現況値 (H25)	年度目標値（店）					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
1,090 店	1,428	1,542	1,656	1,770	1,884	2,000 店 以上		○	

4 共通の施策

(2) 科学技術の振興

再生可能エネルギー関連の産学官共同研究実施件数（累計）

現況値 (H25)	年度目標値（件）					目標値 (H32)	総合 計画	環境 基本 計画	その他
	H27	H28	H29	H30	H31				
6 件	6	9	9	12	12	12 件 以上	○	○	商工

資料 2

福島県における物質フローの概要

天然資源の消費が抑制され、環境負荷の低減が図られる循環型社会を形成していくためには、「入口」側としての資源の投入や「出口」側としての廃棄物の排出、さらに「循環」を表す再生資源の利用など、「物質の流れ（物質フロー）」について状況を把握することが重要です。

福島県の物質フローについて、東日本大震災後の平成23年度の状況を把握するため、前計画の策定時と同様の手法（※1）である各種統計データの積み上げを基礎として推計を行いました。重量ベースで平成23年度と平成20年（暦年）の状況を表したものが下図です。これらの図では、物質フローを(1)資源投入、(2)製品生産、(3)販売・購入、(4)消費・廃棄、(5)処理・処分、の5つの断面でとらえて作成しています。

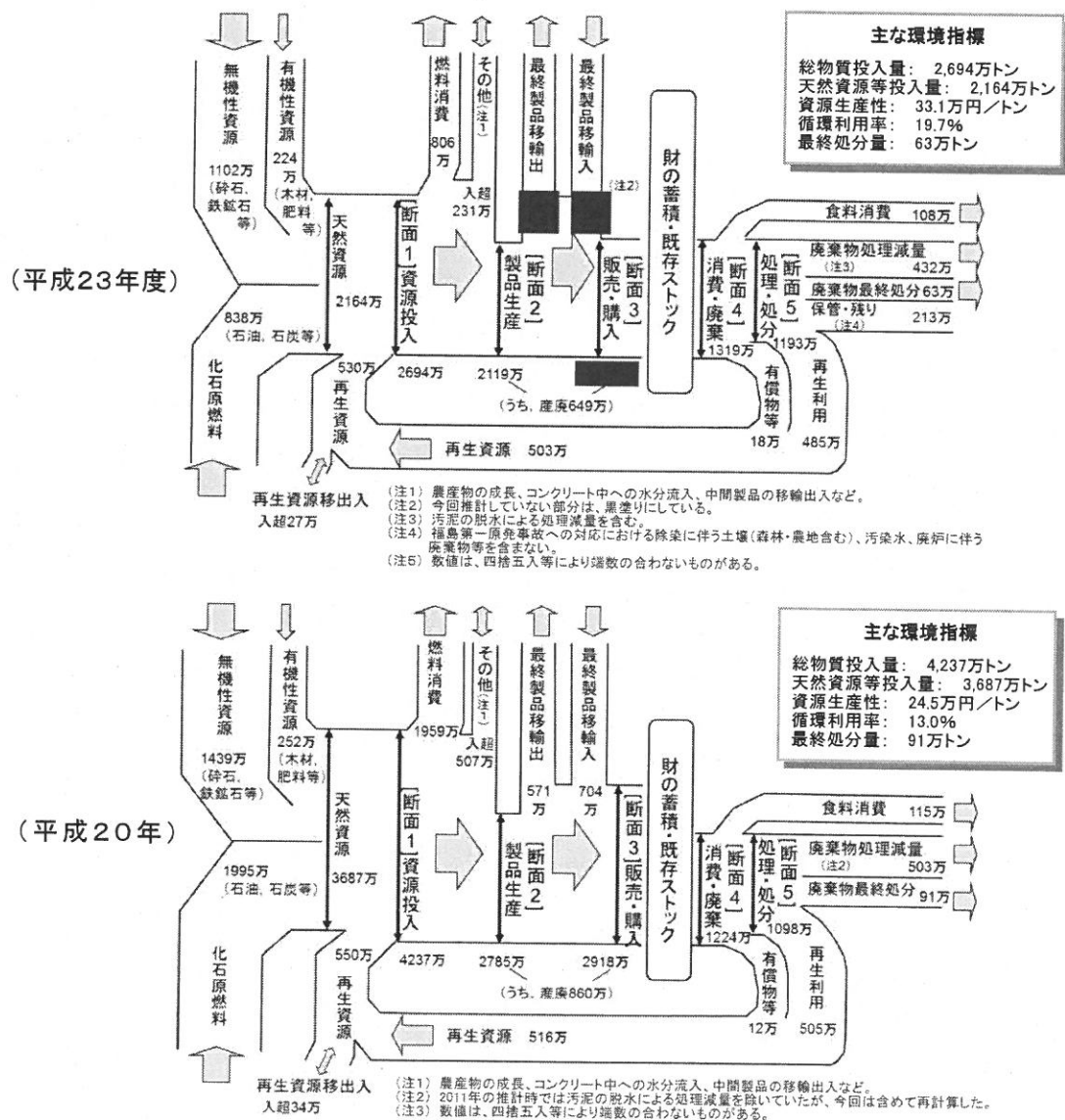


図 福島県の重量ベースによる物質フローの概要
(上: 平成23年度、下: 平成20年、単位: トン)

平成20年推計時と比較すると、平成23年度の物質フローは大きく変化しました。物質フローにおける「入口」「循環」「出口」の各側面の主な特徴を整理すると、次の点があげられます。

なお、平成23年度の物質フローの推計構造を表1に掲載します。

① 「入口」の特徴

「総物質投入量」は約4,237万トンから約2,694万トンへ36.4%減少し、「天然資源等投入量」も41.3%減少しました。天然資源等をどれだけ効率的に利用したかを表す「資源生産性」は約24.5万円/トンから約33.1万円/トンへ上昇し、変化率では35.3%改善しました。特に、「総物質投入量」のうち、石油や石炭などの無機性資源が約1,995万トンから約838万トンへと半分以下に減少しました。この主な理由は、化石原燃料の大きな割合を占める火力発電用の石炭消費量が、約1,415万トンから約446万トンへと3分の1になったことによります。

② 「循環」の特徴

再生資源の投入量である「循環利用量」は約550万トンから約530万トンへ3.6%減少しましたが、再使用や再生利用の取組状況を表す「循環利用率」は、総物質投入量が大幅に減少したことから13.0%から19.7%へ上昇し、変化率では51.6%改善しました。再生資源の内訳では、がれき類の約199万トン（38%）と動物のふん尿の約109万トン（21%）が大きな割合を占めています。平成20年推計時と比較すると、これらの順位が逆転しました。

③ 「出口」の特徴

処理・処分される廃棄物は約1,193万トンへ約95万トン増加しました。内訳は一般廃棄物が約74万トン、産業廃棄物が886万トンであり、埋め立てられる「最終処分量」は約91万トンから約63万トンへ減少し、変化率では30.6%改善しています。「最終処分量」が資源投入の総量に占める割合である「最終処分率」は、2.1%から2.3%へやや悪化しています。

なお、これらは、東日本大震災後の特異なものであるため、参考値となります。

また、平成20年度及び平成23年度における全国の物質フローに関する指標の値と変化率を表2に掲載します。資源生産性や循環利用率は、産業構造の違いによっても左右され、さらに、都道府県レベルでの推計を行う場合は、地域で行政界を越えて移動する物質を直接把握できる統計データは存在しないことなどから、単純な比較はできませんが、このような指標の改善状況を把握することにより、循環型社会の形成に向けた取組を進めていくことが求められます。

表1 福島県における重量ベースの物質フローの推計構造 (平成23年度、単位：万トン)

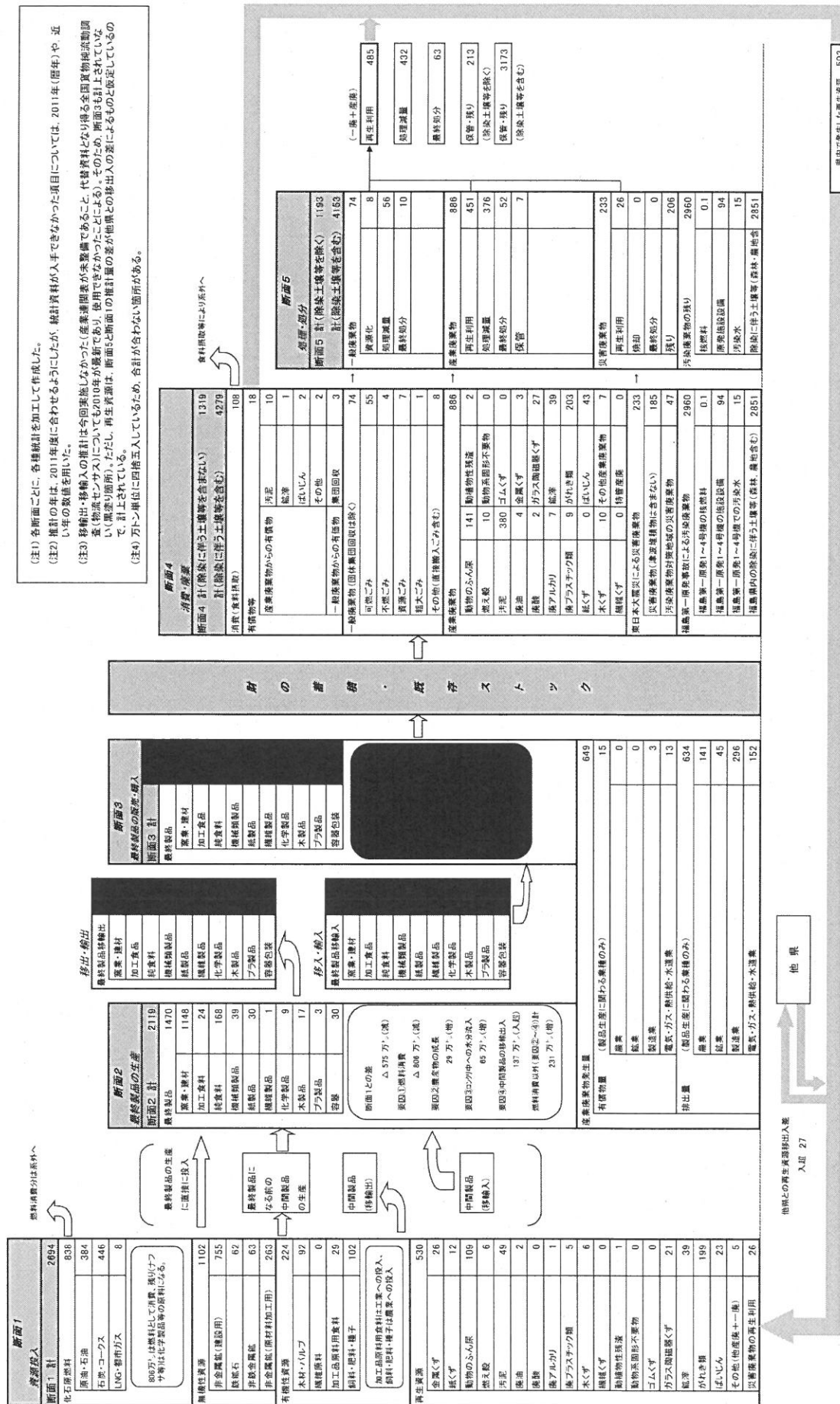


表2 福島県及び全国における物質フローに関する指標の状況

物質フローに関する指標		福島県			<参考>全国		
		平成20年	平成23年度	変化率(%)	平成20年度	平成23年度	変化率(%)
入 口	A. 総物質投入量(万トン)	4,237	2,694	△36.4	173,700	157,100	△9.6
	B. 天然資源等投入量(万トン)	3,687	2,164	△41.3	149,200	133,300	△10.7
	C. 資源生産性(=D/B)(万円/トン)	24.5	33.1	35.3	36.1	38.5	6.6
	(D. 国・県内総生産(億円))(※2)	90,219	71,662	△20.6	5,057,947	5,137,421	1.6
循 環	E. 循環利用量(万トン)	550	530	△3.6	24,500	23,800	△2.9
	F. 循環利用率(=E/A)(%)	13.0	19.7	51.6	14.1	15.1	7.1
出 口	G. 最終処分量(万トン)	91	63	△30.6	2,200	1,700	△22.7
	H. 最終処分率(=G/A)(%)	2.1	2.3	9.1	1.3	1.1	△15.4

※1 物質フローにはいくつかの推計方法があり、大別すると(1)各種統計データによる積み上げによるもの、(2)物流センサスを用いるもの、(3)産業連関表を主とするもの、の3つに分けることができます。前計画の策定時の推計方法は各種統計データによる積み上げによるものであり、今回も比較のために同様の手法により推計しています。

※2 国・県内総生産については、実績値を使用した。福島県は県民経済計算の実質値。全国のA、B、C、E、Gは環境白書・循環型社会白書等から引用し、Dは内閣府のウェブサイトから引用したが、CとD/Bの値が異なるところがある。

資料 3

用語解説

BOD : Biochemical Oxygen Demand (生物化学的酸素要求量) の略で、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。魚類の生息可能な数値は 5 mg/l 以下といわれています。

COD : Chemical Oxygen Demand (化学的酸素要求量) の略で、水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。

NPO : (Nonprofit Organization又はNot-for-Profit Organizationの略) で非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民や民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体をいいます。

PDCAサイクル : 目標、計画を定め (Plan)、これを実行実施し (Do)、その実行実施状況を点検し (Check)、見直し、改善する (Action) という一連のサイクルにより、継続的な改善を図る仕組みです。

3R : リデュース (Reduceごみの発生抑制)、リユース (Reuse再使用)、リサイクル (Recycle再生利用) の頭文字を取って 3R (スリーアール) と呼ばれ、この優先順位で廃棄物の削減に努めるという考え方です。

あ行

Rびん : 繰り返し利用できる中容量規格統一リターナブルびんをいいます。

一般廃棄物 : 産業廃棄物以外のごみ、主に家庭から排出される廃棄物が一般廃棄物です。

一般廃棄物の排出量 : 家庭等から排出されるごみ (一般廃棄物) の排出量を 1 人 1 日当りに換算した数値です。

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画 : 「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」に基づき、水環境保全目標である「次代に残そう紺碧の猪苗代湖、清らかな青い湖 裏磐梯」の達成に向けた計画です。

雨水浸透枱 : 建物からの雨水を地中に浸透させることにより、雨水の河川などへの流出を減少させるとともに、地下水のかん養を図ることを目的として浸透性のコンクリート等で成型した雨水枱のことです。

うつくしま、エコ・リサイクル製品 : 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進のため、県内

に事業所を有する方が、主として県内で発生した廃棄物等を利用して県内の事業所等で製造した優良な製品を県が認定するものです。

うつくしま地球温暖化防止活動推進員：「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、県民などによる地球温暖化防止活動を支援する等の活動を行うために、知事が委嘱するものです。

うつくしま「水との共生」プラン：水と人との良好な関係を取り戻し、健全な水循環を将来に継承するため、「水にふれ、水に学び、水とともに生きる」を理念として、産学民官の幅広い連携のもと、総合的・重点的に実施していく施策の方向を示した計画です。

エコドライブ：自動車を運転する人が運行方法を改善することにより燃費を改善することです。運転方法の工夫（発進時のふんわりアクセル、定速走行、エンジンプレーキの活用）や日常の心構え（タイヤの空気圧のチェック、不用な荷物を降ろす、エアコンのこまめな調整、不要なアイドリングをやめる）により、燃費を良くすることができます。

エコファーマー：たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減を一体的に行う農業生産方式を導入している農業者のうち、「福島県持続性の高い生産方式の導入に関する指針」に基づき県認定を受けた農業者です。

エコマーク：「わたしたちの手で、地球を、環境を守ろう」という気持ちを表した、環境保全に役立つ商品につけられるシンボルマークです。

エコロード：人と自然が共生できるよう周辺の野生生物を中心に生態系全体との調和を考慮して造られた道路です。

汚水処理人口普及率：下水道、農業集落排水処理施設等の供用開始区域内人口と、合併処理浄化槽等による処理人口の合計人口の総人口に対する割合のことです。

温室効果ガス：太陽から放射されるエネルギーの一部は、地球の表面で熱（赤外線）として反射されますが、大気中の二酸化炭素（ CO_2 ）、メタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）などのガスは、その熱を吸収して地表を暖めるはたらきがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。単位質量当たりの地球温暖化に対する影響力はガスの種類によって異なり、 CO_2 に比べて CH_4 は21倍、 N_2O は310倍となっています。温室効果ガスの排出量は直接大気を測定するのではなく、統計データなどに基づき CO_2 換算として算出されます。

か行

拡大生産者責任：自ら生産する製品等について、生産者が、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物等となった後まで一定の責務を負うという考え方です。

家電リサイクル法：特定家庭用機器再商品化法。家庭で不用となったテレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫の家電４品目について、家電メーカーに引取りとりサイクルを、小売業者に回収とメーカーへの引き渡しを、消費者にその費用負担を、という各々の役割分担を義務付けた法律です。平成１０年６月に制定され、平成１３年４月に完全施行されました。

環境アドバイザー：市町村、公民館又は各種団体等が主催する環境に関する講演会や研修会等に、その申請に基づき派遣するために県が委嘱している環境部門の第一線で活躍している県内の学識経験者等のことです。

環境影響評価：大規模開発事業などの環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施に際し、その事業が環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価をし、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を講じようとするもので、環境の悪化を未然に防止するための制度です。

環境性能診断：施設の環境負荷低減に向け、建築関係職員が施設管理者に対して運用改善と改修工事の両面からＣＯ₂と光熱水費等の削減手法を提案し、改善・改修のための技術支援や効果の検証を行うものです。

環境保全型農業直接支援対策：「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する制度です。

間伐等による保育：間伐のほか下刈り、除伐、つる切り等、健全で活力ある森林にするために必要な手入れを行うことです。

「がんばろう ふくしま！」応援店：福島県産のおいしい農林水産物や加工品を積極的に販売・使用し、ふくしまを応援してくれている販売店、飲食店、宿泊施設、流通事業者等を「がんばろう ふくしま！」応援店として登録する制度です。

合併処理浄化槽：微生物などの働きを利用して、し尿と併せて、台所、風呂場等から生じる生活雑排水を浄化する施設です。河川等の水質汚濁の防止に有効な施設であることから、下水道等が整備されていない地域において、その普及が図られています。

グリーン購入：品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷が少ない製品・サービス等を優先的に購入することです。

グリーン購入法：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律。国が物品を購入する際には環境に配慮されたものを購入しなければならないとするもので、例えば、再生紙のノートや低公害車等です。地方公共団体は国に準ずるものとされ、民間は努力規定となっていますが、民間事業者においてもＩＳＯ１４００１の認証取得企業では、グリーン調達基準を作成し、品質、価格、納期に加えて環境配慮を行うようになってきています。

建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律。資源の有効利用や廃棄物の適正処理を推進するため、建設廃棄物のうち、コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材の分別・リサイクルなどを定めた法律です。平成12年5月に制定され、平成14年5月に完全施行されました。

公共用水域：水質汚濁防止法において定義されている、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域や水路（下水道を除く。）をいいます。

耕作放棄地：農林水産省の統計調査における区分であり、以前耕地であったもので、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地のことです。

耕畜連携：耕種農家が飼料用イネなどの飼料作物を栽培し、これを近隣の畜産農家が飼料として購入して家畜に給与する協同取組です。また、併せて畜産農家で製造される堆肥を水田等に施用する取組も行われています。

湖水の中性化：猪苗代湖は、旧沼尻硫黄鉱山の廃坑口からの強酸性の地下水や沼尻温泉と中ノ沢温泉の強酸性の源泉水が長瀬川を通じて流入するために、湖水のpH（水素イオン濃度指数）は5程度の酸性を示していましたが、平成8年度以降その値が上昇し、近年では6.8と中性化が進行しています。猪苗代湖は、pHが低く、鉄イオンやアルミニウムイオンを高濃度に含む源流域に由来する酸性河川水が流下する過程で中和され、これらのイオンが有機性汚濁成分やりんを吸着、結合して湖底に沈殿するという自然の浄化機能を有していると考えられています。しかし、近年、金属イオン供給量の減少など、酸性河川源流域の水質に変化が見られ、このことがこの自然の浄化機能の低下をもたらし、湖の水質悪化の一因となっているのではないかと考えられています。

さ行

再生可能エネルギー：自然プロセス由来で絶えず補給される太陽、風力、バイオマス、地熱、水力等から生成されるエネルギーのことです。

再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン：福島県を名実ともに再生可能エネルギーの「先駆け」の地とするために必要となる当面の導入推進策等を明らかにし、「地域主導」「産業集積」「復興牽引」の3つの柱を基本として、再生可能エネルギーの飛躍的な推進を図るためのプランです。「2040年頃を目途に県内のエネルギー需要の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す県を目指」す目標への歩みを着実に進めるとともに、関連産業の集積に向けた取組を加速することとしています。

栽培漁業：卵から稚魚の時期を育成し、これを天然の水域へ放流して水産資源の持続的な利用を図る漁業のことです。

産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類が産業廃棄物です。

産業廃棄物税：産業廃棄物の排出抑制等による循環型社会の形成を促進するため平成18年度から導入した制度です。産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進等を図るための取組に活用されています。

資源管理型漁業：資源の状況に応じ、漁獲可能な魚の大きさや量、漁期、漁具、漁法等を制限することにより、資源の有効利用を図り、漁業経営の安定化を目指す漁業をいいます。

資源循環：物質が資源として自然界から採取され、原材料又は製品等として経済社会活動に伴い循環することをいいます。

資源有効利用促進法：資源の有効な利用の促進に関する法律。資源の有効利用を促進するため、リサイクルの強化や廃棄物の発生抑制、再使用の促進を定めた法律です。「再生資源の利用の促進に関する法律」を抜本的に改正し、名称を改め、平成12年5月に制定され、平成13年4月に施行されました。

自然循環：物質が大気、水、土壌、生物等の間を循環することをいいます。

持続性の高い農業生産方式：生産物の量や品質を確保しながら、将来にわたり農地の生産力を維持・増進する生産方式です。このための技術は、「たい肥等施用技術」、「化学肥料低減技術」、「化学合成農薬低減技術」から成ります。

自動車リサイクル法：使用済自動車の再資源化等に関する法律。使用済み自動車から出る部品等を回収してリサイクルしたり適正に処分することを自動車メーカーや輸入業者等に義務付ける法律です。平成14年7月に制定され、平成17年1月に完全施行されました。

循環型社会：適正な資源循環が確保されること等により資源の消費及び廃棄物等の発生が抑制され自然循環が健全な状態に保全された環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会です。

循環型社会形成庁内推進会議：循環型社会の形成に向けて、県庁内関係部局が連携を強化し、一体となって取り組み、「福島県循環型社会形成推進計画」等の各種施策を総合的かつ効果的に推進するために設置する会議です。

循環資源：廃棄物等のうち循環的な利用が可能な物をいいます。

使用済小型家電リサイクル法：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律。国が認定した再資源化事業者の廃棄物処理業許可を不要とすることで、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に利用されている金属等の有用物の再資源化を促進することを目的とした法律です。平成24年8月に制定され、平成25年4月に施行されまし

た。

食品リサイクル法：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律。食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残し等の「食品廃棄物」を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者等に食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律です。平成12年6月に制定され、平成13年5月に完全施行されました。

針広混交林：針葉樹と広葉樹が混ざった森林のことです。針葉樹と広葉樹が適当に配置されることによって、病虫害被害や山地災害に強い森林をつくることができます。

森林環境税：森林を健全な状態で次世代に引き継ぐため平成18年度から導入した制度です。「県民一人一人が参画する新たな森林づくり」に関する取組に活用されています。

森林整備面積：民有林内において、植林から下刈り、間伐等の保育に至るまでの森林施業を実施した面積の合計です。

森林づくり意識醸成活動の参加者数：森林を全ての県民で守り育てる意識を醸成するための活動全般に参加した延べ人数で、国有林内での活動を含みます。

森林の有する多面的機能：森林は極めて多くの機能を有しており、私たちの生活と深くかかわっています。日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」（平成13年11月）では、森林には、生物多様性保全、地球環境保全、土砂災害防止機能・土壌保全機能、水源かん養機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、物質生産機能があるとされています。

森林ボランティア：植林・下刈・除伐・間伐・枝打等を行うボランティアです。

水質測定計画：水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき都道府県知事が毎年策定する当該都道府県の区域に属する公共水域及び地下水の水質の測定に関する計画です。

生態系：生態系とは、植物、動物、微生物及びそれらを取り巻く非生物的要素（土壌、水、空気等）から成り立っているもので、これらの要素が物質やエネルギーの流れといった複雑な過程を通じて相互に作用し、動的に複合したものです。

生物多様性：地球上の生物の種の多様性と遺伝子の多様性、そして、それらを取り巻く生息環境の多様さをいいます。例えば、水中生物の生態系が細菌類、植物プランクトン、動物プランクトン、魚類、鳥類等からなる食物連鎖により構成されているように、多様な生物が生息する生態系ほど一般的に健全であり、安定しているといえます。

せせらぎスクール：県では、学校、各種団体等を対象に、水生生物による水質調査を行う団体を「せせらぎスクール」として広く募集し、調査に必要な教材を配布するなどの支援を行っています。

た行

地域循環システム：循環資源が、地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模で循環する仕組みのことです。

地球にやさしい“ふくしま”県民会議：県民、民間団体、事業者、行政等のあらゆる主体が共通認識のもと、地球温暖化防止に向けた取組みなどの環境保全活動を県民運動として積極的に推進するために設立されました。

地産地消：地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することです。

窒素・りん除去型浄化槽：通常の合併処理浄化槽（処理能力がBOD 20 mg/l）よりBODや窒素、りんの除去能力が高い合併処理浄化槽です。（し尿をくみ取り処理し生活雑排水を未処理で放流する場合よりも排出汚濁負荷量を低減できる窒素・りん除去型浄化槽は、処理能力がBOD 10 mg/l以下、総窒素 10 mg/l以下、総りん 1 mg/l以下のものです。）

中食（ちゅうしょく・なかしょく）：レストラン等における食事「外食」と家庭での手作りの食「内食」の中間にあたる食の形態で、具体的には、惣菜や弁当等の調理済みの食品を買ってきて食事をするをいい、パン等も中食になります。

中山間地域等直接支払制度：中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保するため、中山間地域等の生産条件が不利な地域において、集落協定等に基づき農業生産活動を5年間以上行う農業者等に対し交付金を交付する制度です。

中水利用：水道水を使い終わった後にそのまま下水道に流すのではなく、処理して再利用することです。水質や使い方が上水と下水の間にあることから「中水」と呼ばれており、水洗トイレ用水、洗濯用水などに利用されます。雨水をトイレ用水などに用いる場合も中水利用と呼ばれます。

長期展張性フィルム：数年間にわたり、使用できるように開発された農業用フィルムで、強度が強く耐候性にすぐれているなどの特徴をいかし、廃棄物の減量及び張替労力の低減等が期待できます。

低公害車：窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出量が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車です。電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車等があります。

低炭素社会：化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等レベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさな

い水準で、大気中の温室効果ガスを安定させると同時に生活の豊かさを実感できる社会のことです。

適正な資源循環：資源循環の過程において、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のものいう。）としての処分をいう。）が確保されていることをいいます。

統一省エネラベル：エアコン、テレビ、電気冷蔵庫等については機器単体のエネルギー消費量が大きく、製品毎の省エネ性能の差が大きいことから、省エネラベル及び年間の目安電気料金に加え、多段階評価制度を組み合わせた統一省エネラベルによる表示を定めています。このラベルのことをいいます。

特定非営利活動法人超学際的研究機構：21世紀における持続的発展が可能な地域社会を形成するため、学際的視点や産学官にNPO等の市民を加えた幅広い連携の仕組みに国際的交流の視点を加え、より実践的な形で様々な問題を解決しようとする「超学際」の概念の下、地域循環型社会の形成に向けた研究などを行い、その成果を地域社会に還元することを目的に設立された特定非営利活動法人です。

特別栽培：化学肥料と化学合成農薬の使用量を、その地域の慣行の栽培に比べて5割以上削減した栽培方法です。

な行

農業集落排水処理施設：農業用排水の水質保全と農村地域の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質の保全に寄与することを目的として、原則として農業振興地域における、し尿、生活雑排水などの汚水を処理するための施設をいいます。

農業水利施設：農業用水を貯めておくダムやため池、川から取水するための堰やポンプ場、さらに、これらの水を田や畑まで引いてくる水路等、農業用水を利用するための施設をいいます。

農業・農村の有する多面的機能：国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のことをいいます。

農業用使用済プラスチックの組織的回収率：農業用使用済プラスチック年間排出量に占める、市町村・JA等が主体となって組織的に農業者から回収した農業用使用済プラスチックの量の割合です。

は行

排出者責任：廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクルや処理に関する責任を負うべきとの考え方です。

バイオマス：動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭などの化石燃料を除く。）をいいます。木材やわら・もみがら、家畜排せつ物や生ごみなどがあり、CO₂を吸収して成長した植物等に由来しており、焼却等しても吸収分以上のCO₂が発生しないことから、これらの焼却等で発生する二酸化炭素は、二酸化炭素排出量の計算上、排出しなかったものとして扱われます。

一人当たりの都市公園面積：都市公園の合計面積を都市計画区域内人口で除したものです。

ふくしまエコオフィス実践計画：「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、県の事業者としての温室効果ガス排出量の削減等のための率先実行計画です。

福島県環境基本計画：福島県の環境の保全に関する施策について総合的かつ長期的な目標及び施策の基本的方向を定めた計画で、県の総合計画と将来展望を共有しながら、平成25年度を初年度として平成32年度を目標年度とする8か年計画です。

福島県環境創造センター：放射性物質に汚染された環境を早急に回復し、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するために整備する施設で、平成28年度中に全面供用開始予定です。三春町にモニタリング、調査研究、情報発信、教育、交流などの機能を、南相馬市に原子力発電所周辺のモニタリングや安全監視の機能を置くほか、大玉村に生物多様性の保全の取組を普及啓発するための附属施設を、猪苗代町に猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全の推進のための附属施設を置きます。

福島県再生可能エネルギー関連産業推進研究会：再生可能エネルギー分野において、産学官によるネットワークを形成し、研究開発と産業人材の育成等を行うことで会員の技術基盤の強化を図り、当該分野への会員の進出等を促進し、関連企業の集積を図るための研究会です。

福島県再生可能エネルギー推進ビジョン：本県の再生可能エネルギーの導入推進を加速させていくためのビジョンです。東日本大震災によって再生可能エネルギーを取り巻く情勢は大きく変化したことから、復興に向けた主要施策の一つに「再生可能エネルギーの飛躍的な推進による新たな社会づくり」が位置付けられたことを踏まえて前ビジョンの改定を行い、2020年度と2030年度における導入目標を設定するとともに、その延長線として、2040年頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す県を目指すこととしています。今後は、本県が

目指す将来の姿や実効性のある導入推進施策などが盛り込まれた本ビジョンを道標に、戦略的に再生可能エネルギーの導入を進め、環境と経済の両立を図りながら、国のエネルギー政策をリードする「再生可能エネルギーの先駆けの地」の実現を目指すこととしています。

福島県総合計画：県が目指す将来の姿や基本目標などを示し、その実現に向けて県民、民間団体、企業、市町村、県など県内で活躍する様々な主体が、ともに力を合わせ取り組んでいくための指針となるもので、今の子どもたちが親の世代となる30年後を展望しながら、平成25年度を初年度として平成32年度を目標年度とする8か年計画です。

福島県地球温暖化対策推進計画：地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を削減するため、県民、事業者、行政が実践すべき取組を示した計画です。

福島県廃棄物処理計画：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づき、廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化や適正処理等に関する施策を推進するための計画です。

福島県水環境保全基本計画：県内の水環境について総合的かつ計画的に水環境保全施策を展開する上での基本的方針を示す計画です。

福島県水資源総合計画：県の水資源行政の基本方向を明らかにし、「安全で持続可能な水循環社会の形成」を基本目標に、「水資源の復興・再生」、「健全な水環境の確保」、「安定的な水供給の確保」、「水資源の有効利用」の4つの柱を基本とした計画です。

福島県復興計画：東北地方太平洋沖地震や、それに伴う大津波、東京電力福島第一原子力発電所事故と風評、さらに同発電所の事故が収束しない中で発生した新潟・福島豪雨、台風15号等の一連の災害からの復興に向けた取組を総合的に示す計画として平成23年12月に策定され、平成32年度を目標年度としています。第2次計画では、避難の長期化に伴う支援強化や新たな生活拠点の整備、帰還を加速する取組等を追加しています。

ふくしま環境活動支援ネットワーク：環境教育・学習活動、環境に関する情報収集・提供活動及び調査研究活動などの環境保全活動を支援するために設立されたネットワークです。

福島県議定書事業：学校や事業所が、二酸化炭素排出量の削減目標を定め、節電、節水、ごみ減量化などに取り組むことを知事と約束し、その取組結果を報告するものです。

ふくしま生物多様性推進計画：「生物多様性基本法」に基づき、生物多様性の保全と持続的な利用に関わる、県の基本的な施策の目標と取組の方向性についてまとめた計画です。

ふくしまの美しい水環境整備構想：生活環境の改善や公共用水域の水質保全などを図るため、下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽などの役割分担により、汚水処理施

設の整備を推進する方針を定めた計画です。

フードマイレージ・ウッドマイレージ：輸送重量×輸送距離の値が大きくなると輸送エネルギーがより多く必要になること及び地域づくりの観点から、食料や木材の利用は生産地と消費地が近いことが望ましい、という考え方です。

物質フロー：物質フロー会計ともいう。区域及び期間を区切って、当該区域への物質の総投入量、区域内での物質の流れ、区域外での物質の総排出量を集計したものです。資源生産性等の指標を算定する基礎となります。本計画では、県という区域で集計しています。

閉鎖性水域：外部との水の交換が少ない湖沼、内湾、内海などをいいます。閉鎖性水域では、水の滞留時間が長く、流入してくる富栄養化の原因となる窒素、りん等の汚濁物質が外部に流出しにくいいため、アオコや赤潮等の発生による水質汚濁が進みやすい性質があります。

ポータルサイト：散らばっている様々なデータや情報を効率的に探したり利用するために設置したインターネット上の総合窓口です。

ま行

マイバッグ：スーパーなどでの買い物の時に、商品を入れるために自宅から持参するバッグのことです。レジ袋を使わないことによりごみを減らしたり、レジ袋の原料である原油の使用量を減らしたりすることができます。エコバッグとも言われます。

マイバッグ推進デー協力店：毎月8日、9日を「県民の方々がお買い物にマイバッグを持参する日」として、マイバッグの持参、レジ袋の削減の推進のため、ポスターの掲示等に協力する店舗をいいます。

みんなでエコチャレンジ：県内の家庭及び学校における節電・節水等の取組を通じて、県民一人一人の行動に結びつく省エネルギー活動を促進し、環境配慮の意識向上を目指すものです。

水環境保全区域：ヨシ等抽水植物やアサザ等浮遊植物の群落が形成されており、高い水質浄化機能が期待されるとともに、これら植物群落が鳥類や魚類等の生息地となっているなど生態系上も重要な役割を果たしている区域を指します。平成16年3月に猪苗代湖北岸部を水環境保全区域に指定しました。水環境保全区域では、良好な水環境を保全するため、建築物の新築や木竹の伐採などの行為が制限されています。

緑の少年団：次代を担う子ども達が、緑を愛し、守る心を育むことを目的に、森林での学習活動、地域の社会奉仕活動等のレクリエーション活動をそれぞれの地域で展開している主に小学生により組織された自主的な団体です。

緑の文化財：正式名称は「福島県緑の文化財」で、県民に親しまれ愛されてきた名木や鎮守の森等の緑の財産を知事が登録するものです。

木質バイオマス：木に由来する有機性資源の総称。木材の他に樹木の枝葉、製材工場などの残材や建築廃材を含みます。

モーダルシフト：トラックから鉄道・海運等環境負荷の小さい輸送手段に貨物輸送を転換することです。

や行

野生動植物保護サポーター：野生動植物の保護に関する意識の高揚を図るため、地域の野生動植物の生息・生育状況などについて県へ情報提供する等の活動をするボランティアとして登録された方々です。

有機栽培：「化学肥料や化学合成農薬を使用せず、遺伝子組換え技術を利用しない」ことを原則として、農地の生産力を発揮させるとともに環境への負荷をできる限り低減する栽培方法です。

ユネスコエコパーク：ユネスコの自然科学セクターで実施されるユネスコ人間と生物圏計画における一事業として実施されているものです。世界自然遺産が、顕著な普遍的価値を有する自然地域を保護・保全するのが目的であるのに対し、ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的としており、保護・保全だけでなく自然と人間社会の共生に重点が置かれています。

容器包装リサイクル法：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律。容器包装廃棄物の減量化と再商品化を目的として、消費者は分別排出し、市町村は分別収集し、事業者は再商品化費用を負担することを義務付けた法律です。平成7年6月に制定され、平成12年4月に完全施行されました。